

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成29年 6 月26日
【事業年度】	第12期（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日）
【会社名】	中日本高速道路株式会社
【英訳名】	Central Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮池 克人
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 萩原 久士
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄二丁目 3 番 6 号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 萩原 久士
【縦覧に供する場所】	中日本高速道路株式会社 東京支社 （東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
営業収益 (百万円)	1,681,015	635,443	938,169	1,300,352	907,595
経常利益 (百万円)	8,038	3,433	7,037	11,869	7,849
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,352	1,230	4,394	7,912	11,224
包括利益 (百万円)	4,380	1,302	9,620	13,344	16,483
純資産額 (百万円)	205,786	198,641	204,126	190,685	206,772
総資産額 (百万円)	1,183,994	1,391,882	1,480,644	1,156,585	1,418,351
1株当たり純資産額 (円)	1,562.58	1,499.49	1,552.68	1,450.92	1,579.85
1株当たり当期純利益金額 (円)	33.48	9.46	33.80	60.86	86.34
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	17.2	14.0	13.6	16.3	14.5
自己資本利益率 (%)	2.2	0.6	2.2	4.1	5.7
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	857,056	260,581	63,664	305,202	257,302
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	27,624	13,320	18,318	23,394	20,412
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	845,562	252,409	27,950	394,752	312,993
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	134,119	112,627	185,924	72,979	108,256
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	9,376 (2,073)	9,567 (3,420)	9,763 (2,342)	9,804 (2,570)	9,911 (2,612)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 8 期	第 9 期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月
営業収益 (百万円)	1,648,695	603,402	914,371	1,275,222	883,915
経常利益又は経常損失 () (百万円)	2,182	2,208	2,721	3,241	1,865
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	583	3,094	628	2,464	7,670
資本金 (百万円)	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
発行済株式総数 (千株)	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
純資産額 (百万円)	181,185	178,090	176,168	178,632	186,303
総資産額 (百万円)	1,163,081	1,371,936	1,457,627	1,130,922	1,391,462
1 株当たり純資産額 (円)	1,393.73	1,369.92	1,355.13	1,374.09	1,433.10
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当 額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1 株当たり当期純利益金額 又は 1 株当たり当期純損失 金額 () (円)	4.48	23.80	4.83	18.95	59.00
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	15.6	13.0	12.1	15.8	13.4
自己資本利益率 (%)	0.3	1.7	0.4	1.4	4.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	2,053	2,112	2,126	2,112	2,043

(注) 1 . 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 . 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4 . 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。) であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)
第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団(以下「道路公団」といいます。)
の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利
及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	中日本高速道路(株)設立
平成17年12月	中日本エクシス(株)(連結子会社)設立
平成18年3月	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」といいます。) 第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。) 第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。) と協定(注)を締結
平成18年4月	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、当社及び中日本エクシス(株)がサービスエリア・パーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成18年9月	協定(注)を一部変更
平成18年10月	中日本エクストール横浜(株)(連結子会社)、中日本エクストール名古屋(株)(連結子会社)設立
平成19年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成19年4月	(株)高速道路総合技術研究所(以下「高速総研」といいます。)(持分法適用関連会社)を新設分割により設立し、当社中央研究所の営業の一部を承継
平成19年10月	中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)及び名古屋道路エンジニア(株)を株式取得により連結子会社化
平成19年11月	(株)アステック・メンテ、日本メンテックス(株)及び中部道路メンテナンス(株)を株式取得により連結子会社化し、それぞれ中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)及び中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)に商号変更 名古屋道路エンジニア(株)を中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)に商号変更
平成19年12月	東エン(株)及び(株)アルプスハイウェイサービスを株式取得により連結子会社化し、それぞれ中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)及び中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)に商号変更
平成20年1月	(株)クエストエンジニアを株式取得により連結子会社化
平成20年2月	NEXCO中日本サービス(株)(連結子会社)設立 中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)を株式取得により連結子会社化
平成20年4月	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)が(株)クエストエンジニアを吸収合併
平成20年8月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成20年10月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成21年2月	「一般国道1号(箱根新道)に関する協定」を一部変更
平成21年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」、「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」及び「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」を一部変更 「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成21年7月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更
平成21年8月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成21年12月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更
平成23年3月	名古屋ロード・メンテナンス(株)を株式取得により連結子会社化し、中日本ロード・メンテナンス東海(株)に商号変更 「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更
平成23年6月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更

年月	事項
平成23年 7 月	一般国道 1 号（箱根新道）について、料金徴収期間を満了し、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ
平成23年10月	「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」を一部変更
平成24年 1 月	㈱エイチ・アール横浜及び㈱グランセルセイワサービスを株式取得により連結子会社化
平成24年 3 月	中日本高速技術マーケティング㈱（連結子会社）及び中日本高速オートサービス㈱（連結子会社）を設立
	一般国道139号(西富士道路)について、料金徴収期間を満了し、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ
平成24年 4 月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」を一部変更
	中日本ハイウェイ・アドバンス㈱（連結子会社）設立
	中日本ロード・メンテナンス静岡㈱及び東京ロードメンテナンス㈱を株式取得により連結子会社化
平成24年 7 月	東京ロードメンテナンス㈱を中日本ロード・メンテナンス東京㈱に商号変更
平成24年10月	(同)NEXCO中日本インベストメント（連結子会社）設立
平成25年 3 月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成25年 5 月	㈱アステックを株式取得により連結子会社化及び中日本ロード・メンテナンス中部㈱の連結子会社化
平成25年 6 月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
	㈱アステックを中日本ロード・メンテナンス金沢㈱に商号変更
平成26年 3 月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」を一部変更
平成26年 4 月	NEXCO中日本開発㈱（連結子会社）設立
	箱根ターンパイク㈱を株式取得により連結子会社化
平成26年 8 月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」を一部変更
平成27年 3 月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」を一部変更
平成27年 7 月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
	㈱エイチ・アール横浜を中日本ハイウェイ・リテール横浜㈱に商号変更
	㈱グランセルセイワサービスを中日本ハイウェイ・リテール名古屋㈱に商号変更
平成27年10月	一般国道16号(八王子バイパス)について、料金徴収期間を満了し、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ
平成28年 2 月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成28年 6 月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成28年12月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成29年 3 月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更

（注）「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道 1 号(箱根新道)に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」、「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」及び「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」（以下「協定」と総称します。）をいいます。なお、協定の詳細については、後記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 （1） 機構と締結する協定」をご参照下さい。

3【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社27社及び関連会社14社（平成29年3月31日現在））は、高速道路事業、休憩所事業及びその他（関連）事業の3部門に関係する事業を行っており、各事業における当社及び主な関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

本事業内容の区分は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業については、東海地域を中心とした1都11県（注1）において、平成18年3月31日に当社が機構と締結した協定、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路（注2）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。当該新設等の対象となる高速道路は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に従い、機構に引き渡すこととされており、当社は、当該高速道路を機構より借り受けて、高速道路事業を実施しております。高速道路の公共性に鑑み道路利用者より収受する料金には、利潤を含まないことが前提とされ、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用に充てられることとなります。

当事業における主要な業務ごとの当社及び主な子会社、関連会社（平成29年3月31日現在）の位置付けは、以下のとおりであります。

料金収受業務	（連結子会社） 中日本エクストール横浜㈱、中日本エクストール名古屋㈱
交通管理業務	（連結子会社） 中日本ハイウェイ・パトロール東京㈱、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱
保全点検業務	（連結子会社） 中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱
維持修繕業務	（持分法適用関連会社） 中日本施設管理㈱
	（連結子会社） 中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱、中日本ロード・メンテナンス静岡㈱、中日本ロード・メンテナンス東京㈱、中日本ロード・メンテナンス東海㈱、中日本ロード・メンテナンス中部㈱、中日本ロード・メンテナンス金沢㈱、中日本高速オートサービス㈱
	（持分法適用関連会社） 日本ロード・メンテナンス㈱、㈱東京ハイウェイ、NHS名古屋㈱、ティーシーメンテナンス㈱、㈱高速保全、㈱デーロス・ジャパン
研究開発業務	（持分法適用関連会社） ㈱高速道路総合技術研究所（注3）
その他業務（注4）	（連結子会社） NEXCO中日本サービス㈱
	（持分法適用関連会社） ㈱NEXCOシステムズ（注3）、ハイウェイ・トール・システム㈱（注3）

- （注）1．東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県
 2．高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
 3．企業結合会計基準に基づく共同支配企業に該当しております。
 4．不動産関係業務、人材派遣業務、高速道路の通行料金、交通量等の電子計算等の業務、料金収受機械保守業務であります。

(2) 休憩所事業

休憩所事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。

当社が管理するサービスエリア・パーキングエリアの158箇所の商業施設については、連結子会社である中日本エクシス㈱が運営、管理を行っております。そのうち、29箇所において売店運営業務を連結子会社である中日本ハイウェイ・リテール横浜㈱及び中日本ハイウェイ・リテール名古屋㈱が行っており、また159箇所において自動販売機運営業務を連結子会社である中日本ハイウェイ・アドバンス㈱が行っております。

(3) その他（関連）事業

その他（関連）事業は、観光振興事業、地域開発事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、受託事業、海外事業及び技術外販事業に大別されます。

観光振興事業については、高速道路の周遊エリア内が定額で乗り放題となる各種ドライブプラン（企画割引）の造成、地方自治体と連携し、地域の魅力をPRするイベントの開催や観光キャンペーンを行っております。また、旅行会社と連携した旅行ツアー商品の販売、宿泊手続き代行サービス等、ハイウェイドライブ旅行の促進に取り組んでおります。

地域開発事業については、地域活性化に資することを目的とし、インターチェンジ周辺における商業施設等の開発や廃止社宅の跡地を活用した戸建住宅、マンションの開発・分譲を行っております。

トラックターミナル事業については、持分法適用関連会社である北陸高速道路ターミナル㈱が石川県金沢市におけるトラックターミナルの運営、管理を行っております。

占用施設活用事業については、高架下駐車場等31箇所、コンビニエンスストア1店舗の管理運営及び無人パーキングエリアにおける自動販売機の管理運営を行っております。

受託事業については、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等の観点から当社において一体的に実施することが適当と認められた跨道橋や取付道路等の工事等を当該国、地方公共団体等から受託し、実施しております。

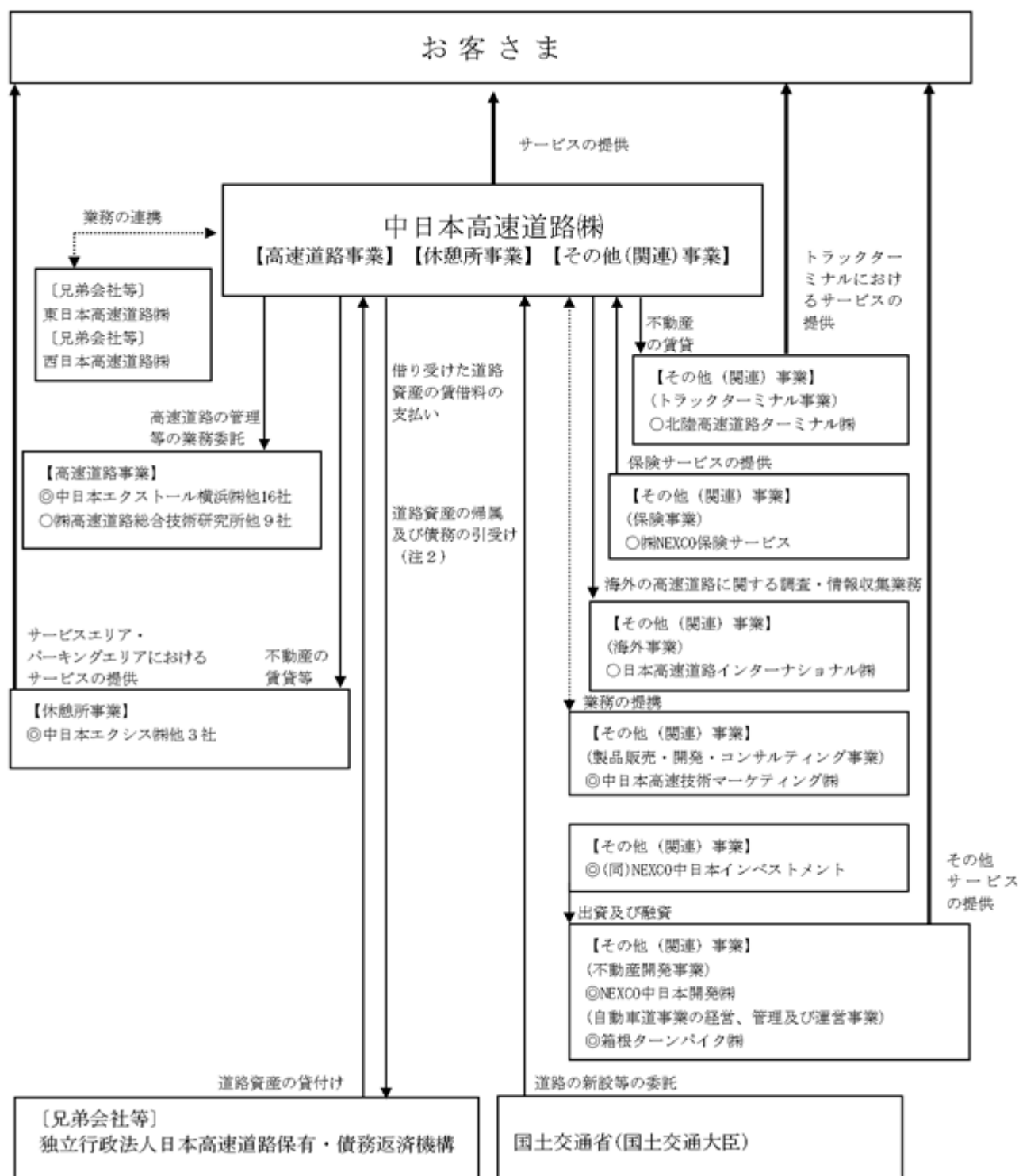
海外事業については、持分法適用関連会社である日本高速道路インターナショナル㈱と協力し、アジア・欧米地域を中心に事業展開を推進しており、特に東南アジアにおいては、当社の海外拠点であるベトナム事務所を軸に進めています。また、海外でのコンサルティング業務を通じ現地技術者の能力向上等に貢献しております。

技術外販事業では、連結子会社である中日本高速技術マーケティング㈱と協力し、土木・建築工事用資機材等の製品開発・販売等の事業を営んでおります。

なお、上記のほか、福利厚生充実を図るため、持分法適用関連会社である㈱NEXCO保険サービスが損害保険代理業等の保険事業を行っております。そのほか、連結子会社である(同)NEXCO中日本インベストメントがNEXCO中日本開発㈱及び箱根ターンパイク㈱に出資し、連結子会社としております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

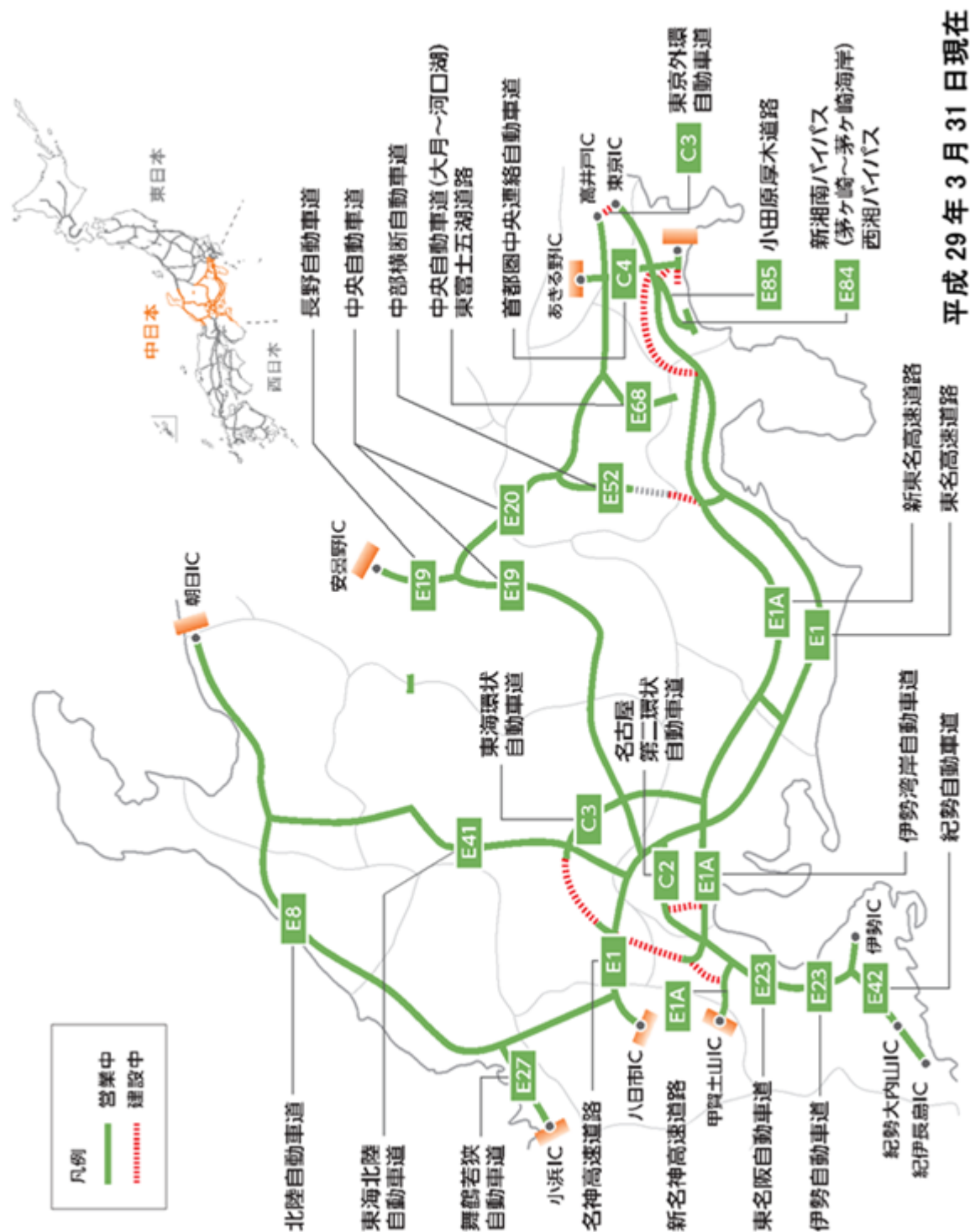
事業系統図（平成29年3月31日現在）



（注）1． は連結子会社、○は持分法適用会社を示しております。

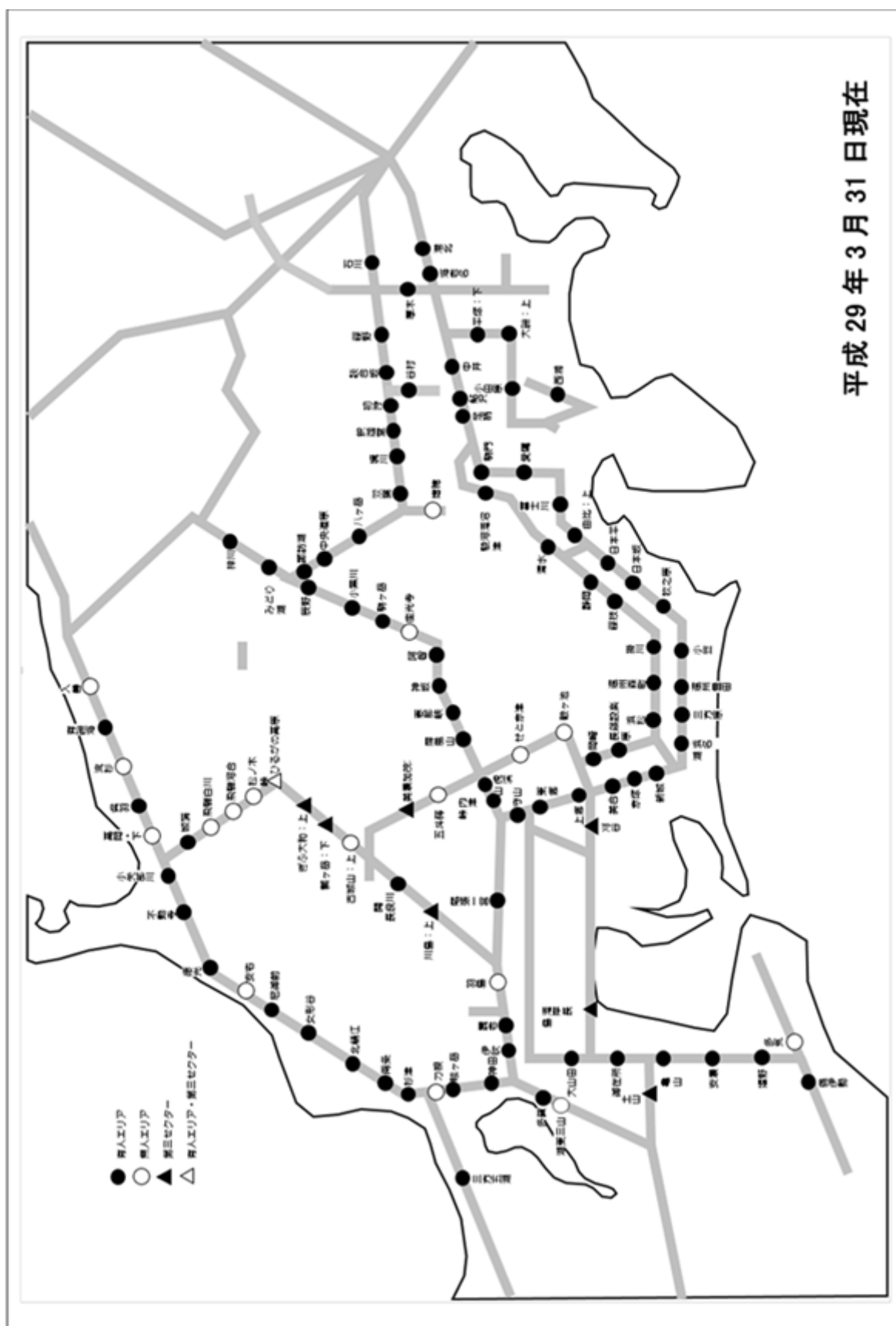
2．機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないとされております。

NEXCO中日本道路網図



平成 29 年 3 月 31 日現在

サービスエリア・パーキングエリア図



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

平成29年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
中日本エクシス(株)	名古屋市 中区	45	休憩所事業	100.0	中日本エクシス(株)は、当社が保有するサービスエリア・パーキングエリア内営業施設の運営、管理を行っております。なお、当社はかかる営業施設を中日本エクシス(株)に賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
中日本エクストール 横浜(株)	横浜市 西区	100	高速道路事業	100.0	料金収受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本エクストール 名古屋(株)	名古屋市 中区	100	高速道路事業	100.0	料金収受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ パトロール東京(株)	東京都 新宿区	50	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ パトロール名古屋(株)	名古屋市 中区	50	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ エンジニアリング 東京(株)	東京都 新宿区	90	高速道路事業	100.0 (19.7)	保全点検業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ エンジニアリング 名古屋(株)	名古屋市 中区	90	高速道路事業	100.0 (18.7)	保全点検業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ メンテナンス東名(株)	横浜市 港北区	30	高速道路事業	88.7 (5.5) [11.2]	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ メンテナンス中央(株)	東京都 八王子市	50	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ メンテナンス名古屋 (株)	名古屋市 中区	45	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ メンテナンス北陸(株)	石川県 金沢市	50	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
NEXCO中日本サービス(株)	名古屋市 中区	75	高速道路事業	100.0	不動産関係業務等を委託しております。 なお、当社はNEXCO中日本サービス(株)からソフトウェアを賃借しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本高速技術マーケティング(株)	名古屋市 中区	30	その他(関連)事業	100.0	技術支援業務を委託しております。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(同)NEXCO中日本インベストメント	名古屋市 中区	10	その他(関連)事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・リテール横浜(株)	横浜市 西区	35	休憩所事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・リテール名古屋(株)	名古屋市 中区	20	休憩所事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・アドバンス(株)	横浜市 港北区	30	休憩所事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス静岡(株)	静岡県 磐田市	20	高速道路事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス東京(株)	東京都 町田市	62	高速道路事業	89.9 (89.9) [10.0]	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス東海(株)	名古屋市 中区	30	高速道路事業	85.7 (85.7)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス中部(株)	名古屋市 中村区	45	高速道路事業	91.1 (91.1)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス金沢(株)	石川県 白山市	75	高速道路事業	80.5 (80.5)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本高速オートサービス(株)	愛知県 一宮市	20	高速道路事業	100.0 (100.0)	車両管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
NEXCO中日本開発㈱	名古屋市 中区	90	その他(関連) 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
箱根ターンパイク㈱	神奈川県 小田原市	37	その他(関連) 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 議決権の所有割合の[]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっており、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 持分法適用の関連会社

平成29年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
北陸高速道路ターミナル(株)	石川県 金沢市	100	その他(関連)事業	27.6 (3.2)	当社は、石川県金沢市におけるトラックターミナル事業用地を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)NEXCOシステムズ (注4)	東京都 新宿区	50	高速道路事業	33.3	料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)高速道路総合技術 研究所(注4)	東京都 町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり(圃場) 役員の兼任等 なし
(株)NEXCO保険サービス (注4)	東京都 千代田区	15	その他(関連)事業	33.3	保険代理店業務に関するサービスの提供を受けております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
ハイウェイ・トール・システム(株) (注4)	東京都 中央区	75	高速道路事業	30.0 (9.7) [9.7]	料金収受機械保守業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
日本高速道路インターナショナル(株) (注4)	東京都 千代田区	49	その他(関連)事業	28.6	海外の高速道路事業に関する業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本施設管理(株)	東京都 中野区	30	高速道路事業	20.0 (20.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
日本ロード・メンテナンス(株)	東京都 港区	100	高速道路事業	15.0 (15.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)東京ハイウェイ	東京都 千代田区	86	高速道路事業	15.0 (15.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
NHS名古屋(株)	名古屋市 千種区	20	高速道路事業	33.5 (33.5)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
ティーシーメンテナ ンス(株)	長野県 松本市	20	高速道路事業	33.4 (33.4)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)高速保全	東京都 八王子市	30	高速道路事業	33.3 (33.3)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)デーロス・ジャパ ン	石川県 金沢市	99	高速道路事業	30.3 (30.3)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 議決権の所有割合の[]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっており、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

4. 企業結合会計基準に基づく共同支配企業に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	8,956 （1,615）
休憩所事業	511 （935）
その他（関連）事業	115 （62）
全社（共通）	329 （ - ）
計	9,911 （2,612）

- （注）1．従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
- 2．全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2,043	42.2	19.0	8,013,195

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	1,626
休憩所事業	18
その他（関連）事業	70
全社（共通）	329
計	2,043

- （注）1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
- 2．平均勤続年数は、道路公団における勤続年数を含んでおります。
- 3．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 4．全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、中日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。
なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景にした個人消費の持ち直し等により、景気は緩やかな回復基調が続きましたが、中国をはじめとした新興国の景気減速や、英国のEU離脱に向けた動き等、先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

一方、高速道路ネットワークの早期整備や、計画的な老朽化対策の推進、災害に対する強靱性・対応力の強化、地域振興の核となるサービスエリアの展開等、当社グループが果たすべき社会的使命は、一層重くなっています。

このような中、当社グループは、少子高齢化や、人口減少、社会インフラの老朽化、情報通信技術（ICT技術）の高度化等、今後の社会環境の大きな変化を見据え、民営化20年に向けて進むべき方向性を示した「経営計画チャレンジV（ファイブ）2016-2020」を策定し、経営方針に掲げた「高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取り組み」、「安全・快適を高める技術開発の推進」、「社会・経済の変化も見据えた地域活性化への貢献」、「社会の要請に応え続けるための経営基盤の強化」を着実に進めてまいりました。

高速道路の安全性向上については、2012年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル上り線天井板落下事故を受けて策定した「安全性向上3カ年計画」の成果を踏まえた今後の取り組み方針を「安全性向上への5つの取り組み方針」として定め、当社グループ一体となって「安全を最優先とする企業文化の醸成」、「道路構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善」、「安全活動の推進」、「安全を支える人財の育成」、「安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進」に取り組んでまいりました。

技術開発については、道路構造物の点検の高度化・効率化を目指し、「ドローンを活用した構造物点検技術」や「高速画像処理を用いたトンネル内点検技術」について実用化に向けた開発をグループ一体となって進めてまいりました。

地域活性化への貢献としては、地域振興の核として大観覧車「Fuji Sky View」を東名富士川サービスエリアにて開業するなど、積極的に施策を進めてまいりました。

経営基盤の強化としては、社内に「生産性向上検討会」を設置し、業務プロセスの見直しや、当社グループ内の業務分担の最適化等、グループ全体の生産性の向上に取り組んでまいりました。

「安全性向上3カ年計画」に基づく道路構造物の安全対策は2015年度で完了しましたが、中央自動車道笹子トンネル上り線天井板落下事故を決して忘れることなく、引き続き、事故のご遺族の皆さまや被害に遭われた皆さまに真摯に対応してまいります。

こうした中、当連結会計年度の営業収益は907,595百万円（前年同期比30.2%減）、営業利益は6,393百万円（同31.2%減）、経常利益は7,849百万円（同33.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は11,224百万円（同41.9%増）となりました。

当連結会計年度のセグメント別の業績は、以下のとおりです。

（高速道路事業）

建設事業については、平成28年8月11日に新名神高速道路 四日市ジャンクション～新四日市ジャンクション間4.4km及び東海環状自動車道 東員インターチェンジ～新四日市ジャンクション間1.4kmを、平成29年3月19日に中部横断自動車道 六郷インターチェンジ～増穂インターチェンジ間9.3kmを、それぞれ開通させました。

また、新東名高速道路（厚木南インターチェンジ～御殿場ジャンクション間）、新名神高速道路（新四日市ジャンクション～亀山西ジャンクション間）、東京外かく環状道路（中央ジャンクション～東名ジャンクション間）、名古屋第二環状自動車道（飛島ジャンクション～名古屋西ジャンクション間）、東海環状自動車道（養老ジャンクション～養老インターチェンジ間）及び東海北陸自動車道4車線化事業（白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ間）について着実に事業を推進しました。

なお、新東名高速道路（海老名南ジャンクション～厚木南ジャンクション間）については、平成28年度末までの開通に向けて事業を進めてまいりましたが、用地取得や軟弱地盤層の対策工事に時間を要したことから、全体工程を精査し、開通予定時期を平成29年度末と見直しました。また、中部横断自動車道（新清水ジャンクション～富沢インターチェンジ間）については、平成29年度の開通に向けて事業を進めてまいりましたが、想定以上にもろい地盤でのトンネル掘削や、掘削土に含まれる自然由来の重金属の処理等に時間を要することから、全体工程を精査し、開通予定時期を平成30年度と見直しました。地域の皆さまやご利用いただくお客さまのご期待に応えられるよう、一日でも早い開通に向けて努めてまいります。

保全・サービス事業については、日々の構造物の点検や損傷の補修、高機能舗装の施工などの走行環境の改善、橋梁の耐震補強による大規模地震への備えなど、最新の技術を導入しながら高速道路の維持管理に努めてきました。

平成26年度に改正した「保全点検要領（構造物編）」に基づき、定期的な点検と点検結果を踏まえた早期の維持・補修を行いました。これに加え、構造物の大規模な取替えや補強などの「高速道路リニューアルプロジェクト」は、高速道路の本体構造物のライフサイクルコスト（計画・設計・施工から、その構造物の維持管理などに

必要とする全ての費用)の最小化、予防保全(故障や不具合が生じる前に行う保全方法)及び性能向上の観点から、必要かつ効果的な対策を講じることにより、高速道路ネットワークの機能を長期にわたって健全に保つための事業に取り組めました。

また、道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故に繋がるおそれのある重量違反車両などに対して、取締りを強化しています。厳しい措置命令の実施や特に悪質な違反者に対する刑事告発など、違反車両の撲滅に取り組めました。

渋滞対策については、東名高速道路 海老名ジャンクションの圏央道から東名に向かうランプウェイ(内回り方向)で発生する渋滞対策のため、暫定的に2車線の運用を開始し渋滞の緩和に努めました。

災害に強い高速道路づくりについては、大雪など荒天時において円滑な交通を確保するため、お客さまへ冬装備の呼び掛けを行うとともに、大雪の恐れがある場合には、事前広報として概ね3日前より、通行止めの恐れのある地域や区間などを発信しています。また、速やかに走行困難となった車両の把握や救援、凍結防止作業や除雪作業の現地作業などの改善に加え、関係機関との連携強化などに取り組み高速道路ネットワークの確保に努めました。

交通事故の防止については、重大事故につながる可能性の高い高速道路での逆走について、高速道路の合流部などに大型矢印標示等の視覚的な逆走抑制策、Uターン防止ラバーポール等の物理的な逆走防止策を行いました。

お客さまの利便性の向上と地域との連携強化のため、東名高速道路 三方原スマートインターチェンジ(静岡県浜松市)、新東名高速道路 駿河湾沼津スマートインターチェンジ(静岡県沼津市)、中央自動車道 笛吹八代スマートインターチェンジ(山梨県笛吹市)、北陸自動車道 小谷城スマートインターチェンジ(滋賀県長浜市)、舞鶴若狭自動車道 敦賀南スマートインターチェンジ(福井県敦賀市)、首都圏中央連絡自動車道(圏央道) 八王子西インターチェンジ(東京都八王子市)をそれぞれ整備し、運用を開始しました。

こうした中、営業収益は841,454百万円(前年同期比32.7%減)、営業利益は1,436百万円(同56.5%減)となりました。

営業収益の減少は、前連結会計年度に新東名高速道路 浜松いなさジャンクション～豊田東ジャンクション間の開通に伴い道路資産完成高を計上したことの反動によるものです。ただし、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき機構に帰属する道路資産は、道路資産完成原価と同額を道路資産完成高として計上するため、損益に影響しません。

なお、当連結会計年度における通行料金収入は664,996百万円(前年同期比1.1%増)でした。

(注)上記のうち、工事中のインターチェンジ等の名称は仮称のものを含みます。

(休憩所事業)

休憩所事業については、各サービスエリアにおいて、地域の特色を活かした個性豊かで魅力的なサービスエリアづくりを展開しました。2016年2月に開業した新東名高速道路 NEOPASA岡崎や長篠設楽原パーキングエリアでは、地元有名店や地元生産者グループの出店、地域名産品を活かした商品開発等を進めました。東名高速道路 EXPASA 富士川(上り線)では地域活性化の核となるサービスエリアとして、富士山や富士市街の眺望を楽しめる新たなランドマークとなる観覧車(Fuji Sky View)の開業、それにあわせて商業施設2階部分の増築や1階店舗のリニューアル等、サービスエリアのさらなる魅力向上に取り組めました。

また、お客さまニーズをとらえたレイアウト変更や各種サービスを充実させるためのリニューアルを進めており、東名高速道路 牧之原サービスエリア(上り線)では売り場やお客さま動線の改善、フードコートの拡大、シャワー施設の増設等、利便性を向上させました。

このほか、その地域でしか買えない名産品の販売や、地域物産展の開催、オリジナルおみやげブランド「プレミヤ」を展開しました。また、外国からのお客さまに対するサービスの充実を図るため、海外発行カード対応のATMの設置や、各種案内の多言語表示等を行いました。

近隣住民の方々にも魅力を感じていただけるエリアづくりとして、一般道からサービスエリアが利用できる「ぶらっとパーク」の整備や、地元農産物の販売、地域食材を使用した地産地消メニューの充実、地域住民参加型のイベントの開催等、地域活性化や地域社会との連携強化に努めました。

決済手段の多様化に対応して、サービスエリアにおいて交通系及び流通系の電子マネー決済を拡充し、お客様の利便性を向上させました。

こうした中、営業収益は31,831百万円(前年同期比0.5%増)、営業利益は5,060百万円(同5.5%減)となりました。

（その他（関連）事業）

その他（関連）事業については、観光振興事業、地域開発事業、海外事業等の事業を営んでおります。

観光振興事業については、地方自治体と連携した高速道路の周遊エリア内が定額で乗り放題となるドライブプラン（企画割引）や旅行会社と連携し、企画割引と宿泊のセット商品の販売を拡充しました。また、新たに観光施設等と連携し、企画割引と施設の入園等がセットになった商品の販売も開始しました。

さらに、フォトロゲイニングなどの地域の魅力をPRするイベントや地域誘客キャンペーン開催などに取り組むとともに、訪日外国人向け企画割引の利便性向上を目的に、当社の外国語サイトで、旅行会社と提携した宿泊情報提供サービスを行いました。その他、高速道路の建設現場の見学を組み込んだ旅行ツアー商品を販売しました。

地域開発事業については、東海環状自動車道 土岐南多治見インターチェンジの隣接地において営業している複合商業施設「テラスゲート土岐」で、計画的な店舗の入替や、お客さま感謝イベントの実施等、誘客に努めました。また、社宅跡地を活用した分譲宅地開発等、会社保有資産の有効活用に取り組んでいます。

海外事業については、持分法適用関連会社である日本高速道路インターナショナル(株)等と協力して、アジア・欧米の高速道路事業に係る現地調査を実施するとともに、関係機関と事業条件の協議を進めました。また、コンサルティング業務を新たにベトナム、キルギス及びタジキスタンで3件受注し、昨年度からの継続案件4件を含め現地技術者の能力向上等に貢献しました。このほか、海外からの視察団の受入れ等の積極的な国際交流を通じて、幅広い情報交換ネットワークの構築を進めたほか、国が実施する海外協力事業への社員の派遣、海外の道路関係会議において日本の高速道路技術を紹介するなど、国際貢献にも努めました。

また、平成27年2月25日に東海旅客鉄道(株)と締結した協定に基づき、リニア中央新幹線事業に係る用地取得の支援業務を行っております。

こうした中、営業収益は34,359百万円（前年同期比81.4％増）、営業損失は111百万円（前年同期は営業利益630百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益7,624百万円に加え、減価償却費20,863百万円などによる増加があった一方、たな卸資産の増加額が157,658百万円、仕入債務の減少額52,384百万円、未払又は未収消費税等の増減額51,480百万円などによる減少があったため、営業活動によるキャッシュ・フローは、257,302百万円の資金支出（前年同期は305,202百万円の資金収入）となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

固定資産の取得による支出21,019百万円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは、20,412百万円の資金支出（前年同期比12.7%減）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債発行による収入439,958百万円などによる増加があった一方、道路建設関係社債償還による支出160,000百万円（機構法第15条第1項による債務引受額）などによる減少があったため、財務活動によるキャッシュ・フローは312,993百万円の資金収入（前年同期は394,752百万円の資金支出）となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べ35,277百万円増加し、108,256百万円（前年同期比48.3%増）となりました。

(参考)

提出会社は、高速道路事業等会計規則第6条の規定により当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」を以下のとおり作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：百万円)

1. 営業収益		
料金収入	665,016	
道路資産完成高	175,707	
受託業務収入	2	
その他の売上高	599	841,326
2. 営業外収益		
受取配当金	547	
土地物件貸付料	16	
原因者負担収入	167	
雑収入	110	842
3. 特別利益		
固定資産売却益	48	48
高速道路事業営業収益等合計		842,217

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組み」「安全・快適を高める技術開発の推進」「社会・経済の変化も見据えた地域活性化への貢献」「社会の要請に応え続けるための経営基盤の強化」の4点を2020年度までの経営方針としたうえで、事業を進めてまいります。

(2) 中長期的な経営戦略、経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、民営化10年の節目と「安全性向上3カ年計画」の完了を機に、少子高齢化や人口減少、社会インフラの老朽化、情報通信技術（ICT技術）の高度化等、今後の社会環境の大きな変化を見据え、次の10年、民営化20年に向けて、当社グループが進むべき方向性を社内外に明確に示すため、経営理念を一部見直し「経営計画チャレンジV（ファイブ）2016-2020」を策定しました。2020年度目標の達成に向け、残された期間における課題に引き続き対応してまいります。

高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組み

お客さまに安全な高速道路を提供し続けることこそ、最大の使命であるとの強い決意のもと、次の「5つの取組み方針」に基づき、安全性向上の取組みを持続的に進めます。

- ・ 安全を最優先とする企業文化の醸成
- ・ 道路構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善
- ・ 安全活動の推進
- ・ 安全を支える人財の育成
- ・ 安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進

加えて、高速道路ネットワークの整備、老朽化が進む高速道路のリニューアルプロジェクト、熊本地震における橋梁の被災状況を踏まえた耐震補強対策、逆走防止対策や暫定2車線区間の正面衝突防止対策の実施などにより、お客さまが安心して高速道路をご利用いただくための安全性向上と機能強化の取組みを一体的かつ計画的に推進します。

安全・快適を高める技術開発の推進

技術戦略のもと、安全を最優先に、技術者の不足や道路構造物の老朽化などの課題や自動運転技術などの新たな技術革新に的確に対応し、安心・快適な道路空間の創造、地域の活性化と暮らしの向上、世界の持続可能な発展に貢献する新たな技術や工法の研究開発を推進します。

具体的には、点検困難箇所の点検手法や点検・診断を補完する技術、ライフサイクルコストの低減、品質確保、工程短縮などにつながる高速道路リノベーションプロジェクトに資する技術、交通安全対策の推進・交通渋滞の緩和のためのICTを活用した自動運転を支援する道路インフラ技術を構築します。

社会・経済の変化も見据えた地域活性化への貢献

都市や地方をつなぐ高速道路ネットワークの機能をより高めていくことで地域間の交流や連携を促進し、それぞれの多様性を活かした魅力ある地域づくりに皆さまとともに取り組むことで、地域が抱える課題の解決と地域活性化に貢献していきます。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、高速道路上の案内表示の多言語化の推進や、高速道路ナンバリングの導入等、訪日外国人旅行者の受入環境の更なる整備に取り組めます。

社会の要請に応え続けるための経営基盤の強化

当社グループが、事業を通じた質の高いサービスの提供により、ステークホルダーの皆様のご期待に応え続けるために、生産性向上の取組みを展開し、グループの全体最適化を具体化します。

また、安全を最優先に、強い現場力と高いコンプライアンス意識、当事者意識を有する人財の育成を通じて、社会の信頼に応え続ける使命感と重要な社会インフラを担う矜持を醸成します。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社グループの事業その他に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

なお、本項においては、将来に関する事項は、別段の表示がない限り、当連結会計年度末において判断したものであります。

1．民営化について

(1) 経緯

当社は、道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号。以下「整備法」といいます。また、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。）及び民営化関係法施行法の施行により、機構、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（高速道路会社法）

目的等

高速道路会社法は、高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定しております。

概要

(ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に立入検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱）にあっては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。なお、当事業年度以降において、政府が当社の債務に新規の保証契約をする予定はありません。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（特措法）

目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、高速道路会社による高速道路の整備等（第3条から第9条まで）、道路資産（道路（道路法第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）をいいます。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

c 工事の廃止（第21条）

許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときには、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 料金徴収の対象等（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）

高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
- b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。
- c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設等は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

- a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）
高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされておりします。
- b 供用約款の掲示（第7条）
高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）
高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあっては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。
- d 料金の額等の基準（第23条）
料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されておりします。
- e 公告（第22条、第24条、第25条）
高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。
高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- f 割増金（第26条、第42条）
高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。
- g 道路の工事の検査（第27条）
高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。
- h 法令違反等に関する監督（第46条）
国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。
- i 料金に関する監督（第47条）
国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。
- j 道路の管理に関する勧告等（第48条）
国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（機構法）

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（民営化関係法施行法）

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、平成27年7月に国土交通省が、機構及び各高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。これらに基づき今後必要な措置が講じられる場合、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、概ね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。なお、協定の詳細については、後記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照下さい。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 概要 (ウ) その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入の金額（以下「計画収入」といいます。）を一定の割合（「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」に係るものについては1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））」に関する協定」に係るものについては4%）を超えて変動したときの貸付料の増減算等の措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の変更、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り。）に要する費用、特定更新等工事に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、協定においてそれぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航、工事差止訴訟の提起等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 概要（イ）道路資産等の帰属（第51条） a」をご参照下さい。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)は、それぞれ、道路公団の民営化に伴い道路公団の債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 経済・社会情勢

わが国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合や、急速な少子高齢化等社会情勢に変化があった場合、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 季節性

当社グループの事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期と比較して上期の費用は少なくなる傾向があります。このような傾向が当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、休憩所事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピュータシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピュータシステムが重要な役割を果たしています。これらのコンピュータシステムには、セキュリティ体制を構築しておりますが、人的ミス、自然災害、停電、コンピュータウィルス及び不正アクセ

ス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11．自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアその他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12．不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13．訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続の対象となる可能性があります。

将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の元社員による所得税法違反事案に関連して、約5億6千万円の損害賠償請求訴訟が提起され、平成28年12月に原告の当社に対する請求を棄却する判決がありましたが、平成29年1月に原告により控訴されております。

14．税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされていましたが、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）により、平成37年度までに延長されています。かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15．個人情報等の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報、個人番号及び特定個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により個人情報等の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する高速道路事業の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限りま

す。）の内容、特定更新等工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間等が定められております。

当社及び機構は、概ね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができるものとされております。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様となっております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、あらかじめ各協定において定められている計画収入に、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」にあつては計画収入の1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」にあつては計画収入の4%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、計画収入から、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」にあつては計画収入の1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」にあつては計画収入の4%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」につきましては、平成23年7月25日をもって料金徴収期間を満了し、これに伴い一般国道1号（箱根新道）は、平成23年7月26日午前0時以降、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されました。同様に「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」につきましても、平成24年3月31日をもって料金徴収期間を満了し、一般国道139号（西富士道路）は、平成24年4月1日午前0時以降、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されました。また、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」につきましても、平成27年10月30日をもって料金徴収期間を満了し、これに伴い一般国道16号（八王子バイパス）は、平成27年10月31日午前0時以降、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されました。

当社及び機構は、当社の所有する料金徴収施設等の耐用年数の見直し等に伴い、平成18年9月21日付で当該協定を一部変更しており、かかる協定においては、平成18年度以降の貸付料についても変更されております。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴い北陸自動車道 白山インターチェンジの設置などを協定に盛り込み、平成19年3月22日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、白山インターチェンジの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、白山インターチェンジの収入が見込まれる平成24年度以降変更されております。

当社及び機構は、東海環状自動車道 美濃関ジャンクション～関広見インターチェンジの設置などを協定に盛り込み、平成20年8月1日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、関広見インターチェンジの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、関広見インターチェンジの収入が見込まれる平成21年度以降変更されております。

当社及び機構は、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日 「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）等に基づいて、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）（以下「財源特例法」といいます。）第2条第4項第2号に定める事業として、平日深夜割引などの割引を協定に盛り込み、平成20年10月7日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、割引実施に伴って貸付料が平成20年度、平成21年度について変更されております。

当社及び機構は、一般国道1号（箱根新道）の交通量増加に伴う収入の増加等により早期の営業期間短縮が見込まれたことから、平成21年2月19日付で、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」を一部変更しております。

当該協定においては、箱根新道の交通量増加や、無料開放引継に必要な費用の増加のため、貸付料や修繕工事に伴う債務引受限度額が、平成20年度以降変更されております。

当社及び機構は、「既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化」（平成20年12月8日 政府・与党）及び「生活対策」（平成20年10月30日 新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）等に基づいて、平成21年3月10日付で、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」、「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」及び「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」を一部変更しております。かかる協定においては、財源特例法に基づき、休日昼間割引や休日特別割引などの割引やスマートインターチェンジ整備事業に必要な債務引受限度額が追加され、平成20年度以降の貸付料についても、変更されております。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴い南条スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置を協定に盛り込み、平成21年3月26日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。なお、債務引受限度額や貸付料の変更はありません。

当社及び機構は、ゴールデンウィークの渋滞発生状況等を踏まえ、これまで以上に大きな渋滞発生が見込まれるお盆期間を中心として、交通分散を図る料金施策を行うため、平成21年7月13日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」（いずれも平成18年3月31日締結、同年4月1日施行）を一部変更しております。当該協定においては、料金収入や貸付料の変更は行っておりません。

当社及び機構は、第4回国土開発幹線自動車道建設会議（平成21年4月27日）の審議並びに国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う東海北陸自動車道 白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジの四車線化事業及び東海北陸自動車道 西尾張インターチェンジの設置などを協定に盛り込み、平成21年8月10日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ四車線化の工事及び西尾張インターチェンジの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、追加される事業の中で最も供用が早い西尾張インターチェンジの収入が見込まれる平成26年度以降変更されております。

当社及び機構は、過去のお正月の渋滞発生状況等を踏まえ、これまで以上に大きな渋滞発生が見込まれるお正月期間の交通分散を図る料金施策を行うため、平成21年12月2日付で、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入や貸付料の変更は行っておりません。

当社及び機構は、「高速道路の当面の新たな料金割引について」（平成23年2月16日 国土交通省）に基づく新たな料金割引の導入、「新たな将来交通需要推計」（平成20年11月26日 社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会）を踏まえた推計交通量の見直し及び国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う富士吉田北スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置の追加等に伴い、平成23年3月17日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」（平成23年法律第42号）に基づく料金割引の見直し、東海環状自動車道 関広見インターチェンジ～四日市北ジャンクションの追加に伴い、平成23年6月6日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」を、また、平成23年10月24日付で「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」を、一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う、東海北陸自動車道 白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジの四車線化事業の再開、中央自動車道 富士吉田線中央ジャンクション～東名ジャンクション、近畿自動車道 伊勢線名古屋西ジャンクション～飛島ジャンクション、笛吹スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置等の追加及び「将来交通需要推計手法（道路）」（平成22年11月19日 国土交通省）を踏まえた推計交通量の見直し等に伴い、平成24年4月17日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）」を踏まえた、平成24年度補正予算の成立（平成25年2月26日）に基づいて、「道路ストックの老朽化対策」及び「円滑な都市・地域活動のための渋滞対策」を実施するため、修繕に係る工事に要する費用の一部前倒しを行い、平成25年3月21日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う談合坂スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置の追加等に伴い、平成25年6月11日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、「新たな高速道路料金に関する基本方針」（平成25年12月20日 国土交通省発表）等に基づく料金水準及び割引の見直し、平成26年4月1日からの消費税率の引上げ等に伴い、平成26年3月14日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」を、また、平成26年3月25日付で「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う甲府中央スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置、中央自動車道の渋滞対策事業の追加、実績等を踏まえた事業費の見直し、安房峠道路の料金割引の見直し等に伴い、平成26年8月8日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」の一部を変更する協定を締結しました。当該協定においては、料金収入、計画管理費並びに新設・改築、修繕及び災害復旧に係る事業費の計画が変更されています。

当社及び機構は、特定更新等工事の追加、点検費の見直し等に伴い、平成27年3月24日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」の一部を変更する協定を締結しました。当該協定においては、料金徴収期間、料金収入、計画管理費並びに新設、改築、修繕及び災害復旧に係る事業費の計画が変更され、特定更新等工事に係る事業費の計画が追加されています。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う秦野スマートインターチェンジの設置、中央自動車道上り線小仏地区渋滞対策、法人事業税の外形標準課税拡大への対応等に伴い、平成27年7月31日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、計画管理費、道路資産の貸付料の額、特定更新等工事の事業費並びに新設、改築、修繕及び災害復旧、特定更新等工事に係る事業費の計画が変更されています。

当社及び機構は、「首都圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」（平成27年9月11日 国土交通省発表）等に基づく料金体系の見直し等に伴い、平成28年2月29日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更する協定を締結しました。当該協定においては、首都圏の新たな高速道路料金の導入といった料金体系、事業の追加及び労務費等の高騰に伴う事業費の計画が変更されています。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う上市スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置等事業の追加、外形標準課税対応による計画管理費の見直し等に伴い、平成28年6月6日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更する協定を締結しました。当該協定においては、料金収入、計画管理費及び事業費の計画が変更されています。

当社及び機構は、熊本地震における橋梁の損傷状況を踏まえた耐震補強工事等事業の追加等に伴い、平成28年12月12日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更する協定を締結しました。当該協定においては、料金収入、貸付料及び事業費の計画が変更されています。

当社及び機構は、休憩施設大型車混雑対策、ナンバリング対応等事業の追加等に伴い、平成29年3月31日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更する協定を締結しました。当該協定においては、料金収入、計画管理費、貸付料及び事業費の計画が変更されています。

（注）上記のうち、工事中のインターチェンジ等の名称は仮称のものを含みます。

（2）東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間の業務の連携等に関する包括協定

当社は、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

当該包括協定において、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項については、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間で、3社が連携又は共同して行う料金徴収・料金事務センター運営業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定（以下「個別協定」と総称します。）を締結しております。

これらの個別協定の有効期間は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前（いずれによるかは各個別協定において定められております。）までに当社、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱のいずれからも個別協定の内容の変更の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後この例に従うとされております。現在、当該個別協定は、上記に基づき、自動更新され、平成30年3月31日まで有効となっております。

なお、研究開発・技術協力業務に関しては、高速総研（持分法適用関連会社）における業務の実施方法等について、平成19年4月1日付で新たな個別協定を締結しております。

当社は、東日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)との間で、5社が海外事業において連携又は共同して業務を行う際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成23年8月10日付で海外事業の連携等に関する包括協定を締結しております。これに基づき、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業の実施を目的とした日本高速道路インターナショナル(株)が上記5社の出資により、平成23年9月1日付で設立されました。

また、当該包括協定においては、業務の実施方法等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされております。これに基づき、当社、東日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び日本高速道路インターナショナル(株)の6社は、平成23年9月1日付で、日本高速道路インターナショナル(株)の運営にあたり必要な事項を定める協定を締結するとともに、6社が連携又は共同して行う世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業に関し、その業務の一部を日本高速道路インターナショナル(株)に対して業務委託する場合における方法等を定め、もって海外事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とすべく、併せて業務委託基本協定を締結しております。

6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を行っております。かかる技術開発の重要テーマは、安全・安心、快適、コスト縮減、効率的な事業、品質、環境負荷低減であり、新技術・新工法・新材料の開発を進めることであります。特に、平成25年度より「安全性向上3カ年計画」を受けて、安全・安心に資する技術開発を重点的に進めることとし、点検技術、モニタリング技術、補修技術などの高度化に資する技術開発を実施してきました。今後も引き続き、点検の高度化・効率化に資する技術開発を行うとともに、高速道路リニューアルプロジェクトに資する技術開発、ICTの活用による交通安全支援・渋滞緩和や自動運転の普及を支援する技術等の開発を行ってまいります。

主たる研究開発活動を実施するにあたって、当社は、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と共同して高速総研を設立し、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図っております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、1,105百万円であります。そのうち、安全・安心に関する研究開発費の総額は、757百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予見、見通し、所感等の将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因

高速道路事業の特性

高速道路事業については、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております（協定については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照下さい。）。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、上期の費用は、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期に比較して少なくなる傾向があります。

機構による債務引受け等

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を概ね調達時期が古い順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いが機構が行うこととなります。

また、道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。また、当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要なものであると考えております。

仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用

等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 機構による債務引受け等」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積りと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

仕掛道路損失引当金

当社グループは、将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当連結会計年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を仕掛道路損失引当金として計上することとしておりますが、見積りを超える損失が発生した場合、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

なお、当連結会計年度末の仕掛道路資産については、将来の引渡時の損失が見込まれないため、残高はありません。

退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出し、減損の要否を検討しております。

(3) 経営成績の分析

営業収益

当連結会計年度における営業収益は907,595百万円（前年同期比30.2%減）となりました。内訳は、高速道路事業が841,454百万円（同32.7%減）となり、休憩所事業が31,831百万円（同0.5%増）、その他（関連）事業が34,359百万円（同81.4%増）となりました。

営業利益

当連結会計年度における営業費用は901,202百万円（前年同期比30.2%減）となりました。内訳は、高速道路事業が840,018百万円（同32.6%減）、休憩所事業が26,771百万円（同1.7%増）、その他（関連）事業については34,470百万円（同88.2%増）となりました。

以上により、当連結会計年度における営業利益は6,393百万円（同31.2%減）となりました。内訳は、高速道路事業が営業利益1,436百万円（同56.5%減）、休憩所事業が営業利益5,060百万円（同5.5%減）、その他（関連）事業が営業損失111百万円（前年同期は営業利益630百万円）となりました。

経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、持分法による投資利益464百万円、負ののれん償却額342百万円等の計上により1,532百万円（前年同期比41.5%減）、営業外費用は支払利息24百万円等により76百万円（同63.1%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は7,849百万円（同33.9%減）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の特別利益は、固定資産売却益98百万円等の計上により109百万円（前年同期比19.1%減）、特別損失は固定資産除却損266百万円等の計上により334百万円（同9.4%増）となりました。

以上の結果、法人税等を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は11,224百万円（同41.9%増）となりました。1株当たり当期純利益金額は86円34銭であります。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況

1 業績等の概要 (3)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第一部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、当社の資産としては計上されていません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は上記のとおり当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、主に高速道路事業のために保有する設備への投資を行っており、当連結会計年度においては、総額23,166百万円の設備投資(無形固定資産を含む。)を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っておりません。

高速道路事業については、当連結会計年度においては、主に料金収受機械及びETC設備等に総額18,841百万円の設備投資を行いました。

休憩所事業については、当連結会計年度においては、牧之原サービスエリア(上り線)の改良等に総額2,148百万円の設備投資を行いました。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

提出会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械及び 装置・車 両運搬具	土地 (面積千 ㎡)	工具、器 具及び備 品	リース 資産	合計	
東京料金所他 266箇所等 (川崎市宮前区 他)	高速道路事業	料金徴収施設等	38,353	44,225	228 (5)	2,022	6	84,837	-
海老名SA他179 箇所 (神奈川県海老 名市他)	休憩所事業	道路休憩施設	31,660	748	108,154 (1,362)	152	-	140,716	-
トラックターミ ナル (石川県金沢市)	その他(関連)事 業	トラックターミ ナル	-	-	1,340 (67)	-	-	1,340	-
本社他15事業所 及び社宅等 (名古屋市中区 他)	全社(共通)	本社、支社及び 社宅等	7,880	27	7,360 (241) [32]	805	674	16,748	1,361

- (注) 1. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料は1,323百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
2. 料金所及び保全・サービスセンターの建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれておりますので、上記には含まれておりません。
3. 道路休憩施設に係る土地の一部を連結子会社中日本エクシス(株)以外の者に賃貸しております。なお、賃貸している土地の面積は19千㎡、帳簿価額は362百万円であります。
4. トラックターミナルに係る土地は北陸高速道路ターミナル(株)に賃貸しております。なお、賃貸している土地の面積は67千㎡、帳簿価額は1,340百万円であります。
5. 現在休止中の主要な設備はありません。
6. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
7. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

国内子会社

平成29年 3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員 数 (人)
				建物 及び 構築物	機械及 び装 置・車 両運搬 具	土地 (面積千 ㎡)	工具、 器具及 び備品	リース 資産	合計	
中日本エクシス(株)	本社他 6 事業 所 (名古屋市中区他)	休憩所事業	本社等	350	0	- (-)	248	-	599	291 [67]
中日本エクストール 横浜(株)	本社 (横浜市西区)	高速道路事業	本社等	22	-	- (-)	13	9	45	1,275 [224]
中日本エクストール 名古屋(株)	本社他 1 事業 所 (名古屋市中区他)	高速道路事業	本社等	10	-	- (-)	35	47	94	1,964 [309]
中日本ハイウェイ・ パトロール東京(株)	本社 (東京都 新宿区)	高速道路事業	本社等	13	-	1 (-)	14	-	29	402 [6]
中日本ハイウェイ・ パトロール名古屋(株)	本社 (名古屋市中区)	高速道路事業	本社等	14	-	- (-)	3	1	19	436 [5]
中日本ハイウェイ・ エンジニアリング 東京(株)	本社 (東京都 新宿区)	高速道路事業	本社等	896	327	601 (3)	354	323	2,503	782 [144]
中日本ハイウェイ・ エンジニアリング 名古屋(株)	本社他 2 事業 所 (名古屋市中区他)	高速道路事業	本社等	1,515	231	1,018 (21) [6]	349	33	3,148	866 [23]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス東名(株)	本社 (横浜市 港北区)	高速道路事業	本社等	48	59	39 (0)	48	308	505	117 [2]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス中央(株)	本社 (東京都 八王子市)	高速道路事業	本社等	62	30	- (-)	40	59	192	83 [52]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス名古屋 (株)	本社 (名古屋市中区)	高速道路事業	本社等	1,017	81	643 (21) [3]	128	53	1,923	179 [4]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス北陸(株)	本社 (石川県 金沢市)	高速道路事業	本社等	160	80	- (-) [0]	31	25	297	119 [49]
NEXCO中日本サービ ス(株)	本社他 1 事業 所 (名古屋市中区他)	高速道路事業	本社等	40	-	- (-)	9	9	60	714 [425]
中日本高速技術マー ケティング(株)	本社 (名古屋市中区)	その他(関連) 事業	本社等	-	-	- (-)	-	-	-	10 [-]
中日本ハイウェイ・ リテール横浜(株)	本社 (横浜市西区)	休憩所事業	本社等	194	-	0 (-)	36	150	381	57 [458]
中日本ハイウェイ・ リテール名古屋(株)	本社 (名古屋市中区)	休憩所事業	本社等	76	0	- (-)	19	86	181	99 [196]
中日本ロード・メン テナンス東海(株)	本社 (名古屋市中区)	高速道路事業	本社等	184	128	24 (0) [3]	18	-	355	181 [165]

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員 数 (人)
				建物 及び 構築物	機械及 び装 置・車 両運搬 具	土地 (面積千 ㎡)	工具、 器具及 び備品	リース 資産	合計	
中日本高速オート サービス㈱	本社他1事業 所 (愛知県 一宮市他)	高速道路事業	本社等	1	195	- (-)	1	-	197	16 [-]
中日本ハイウェイ・ アドバンス㈱	本社 (横浜市 港北区)	休憩所事業	本社等	289	0	- (-)	41	6	338	46 [214]
中日本ロード・メン テナンス静岡㈱	本社 (静岡県 磐田市)	高速道路事業	本社等	-	-	- (-)	0	5	5	31 [-]
中日本ロード・メン テナンス東京㈱	本社 (東京都 町田市)	高速道路事業	本社等	63	5	158 (1)	11	40	279	63 [166]
中日本ロード・メン テナンス金沢㈱	本社他2事業 所 (石川県 白山市)	高速道路事業	本社等	50	17	65 (2) [0]	8	0	141	51 [38]
中日本ロード・メン テナンス中部㈱	本社 (名古屋 市中村 区)	高速道路事業	本社等	17	0	113 (3) [2]	3	3	139	51 [3]
NEXCO中日本開発㈱	本社 (名古屋 市中区)	その他(関連) 事業	営業用建物 等	1,632	79	- (-)	63	111	1,886	7 [62]
箱根ターンパイク㈱	本社 (神奈川 県小田 原市)	その他(関連) 事業	自動車道等	722	3	394 (625)	2	-	1,122	28 [-]

(注) 1. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料は1,076百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。

2. 道路休憩施設に係る土地及び建物の一部を提出会社より賃借しており、このうち建物の一部を連結会社以外の者に転貸しております。なお、提出会社より賃借している土地の面積は1,285千㎡、帳簿価額は106,544百万円であります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

5. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書きしております。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備に係る重要設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 東京料金所 他266料金所	川崎市 宮前区他	高速道路事業	料金所設備等 (ETC等)	13,571	-	自己資金	平成29年4月	平成30年3月
当社 談合坂SA 他122箇所	山梨県 上野原市他	休憩所事業	営業用建物等	3,871	-	自己資金	平成29年4月	平成30年3月

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、第二東海自動車道等の建設及び改築並びに高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等の修繕等により仕掛道路資産当期増加額333,462百万円を計上しております。

また、当連結会計年度において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に帰属することとなった道路資産完成高は175,707百万円であり、内訳は下表のとおりであります。これに伴い、仕掛道路資産当期減少額175,707百万円を計上しております。

路線・区間等		帰属時期(注1)	道路資産完成高 (百万円)(注2)
高速自動車国道 近畿自動車道名古屋神戸線	三重県四日市市伊坂町～ 三重県四日市市北山町 新設	平成28年8月	42,101
一般国道475号 (東海環状自動車道)	三重県員弁郡東員町大字長深～ 三重県四日市市北山町 新設	平成28年8月	2,124
	岐阜県関市下有知 (美濃関ジャンクション) 改築	平成28年9月	153
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	東京都八王子市美山町 (八王子西インターチェンジ)	平成28年12月	993
高速自動車国道 中央自動車道西宮線	山梨県笛吹市八代町南 (笛吹八代スマートインター チェンジ)	平成29年3月	1,835
高速自動車国道 第一東海自動車道	静岡県沼津市宮本 (愛鷹スマートインターチェン ジ)	平成29年3月	128
	静岡県浜松市東区有玉西町 (三方原スマートインターチェ ンジ)	平成29年3月	644
高速自動車国道 第二東海自動車道横浜名古屋線	静岡県沼津市根古谷 (駿河湾沼津スマートインター チェンジ)	平成29年3月	802
高速自動車国道 中部横断自動車道	山梨県西八代郡市川三郷町宮 原～ 山梨県南巨摩郡富士川町大柵 新設	平成29年3月	63,689
高速自動車国道 北陸自動車道	滋賀県長浜市小谷丁野町 (小谷城スマートインターチェ ンジ)	平成29年3月	2,384
高速自動車国道 近畿自動車道敦賀線	福井県敦賀市長谷 (敦賀南スマートインターチェ ンジ)	平成29年3月	1,347

路線・区間等		帰属時期(注 1)	道路資産完成高 (百万円)(注 2)
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	修繕	平成28年 6 月	55,101
		平成28年 9 月	
		平成28年12月	
		平成29年 3 月	
一般国道158号 (中部縦貫自動車道 (安房峠道 路))	修繕	平成28年 6 月	231
		平成28年 9 月	
		平成28年12月	
		平成29年 3 月	
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	災害復旧	平成28年 6 月	306
		平成29年 3 月	
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	特定更新等工事	平成28年 9 月	3,862
		平成28年12月	
		平成29年 3 月	
合計			175,707

(注)1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産であります。

平成29年3月31日現在

区分		賃借料(百万円) (注1)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	479,043 (注2) (注3)
	高速自動車国道中央自動車道西宮線(大月市から東近江市まで(八日市インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中央自動車道長野線(岡谷市から安曇野市まで(安曇野インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道第一東海自動車道	
	高速自動車国道東海北陸自動車道	
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	
	高速自動車国道中部横断自動車道	
	高速自動車国道北陸自動車道(富山県下新川郡朝日町から米原市まで(朝日インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで(甲賀土山インターチェンジを含まない。))	
	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線(小浜市から敦賀市まで(小浜インターチェンジを含まない。))	
	一般国道1号(新湘南バイパス)	
	一般国道1号(西湘バイパス)	
	一般国道138号(東富士五湖道路)	
	一般国道271号(小田原厚木道路)	
	一般国道302号(伊勢湾岸道路)	
	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない。))	
	一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田市から四日市市まで)	
一の路線	一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))	378 (注3)
合計		479,421

(注) 1. 当連結会計年度の機構からの賃借料を記載しております。

2. 全国路線網の賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではなく、全国路線網一括で定められております。

3. 当連結会計年度では実績収入が加算基準額を超えたため、超過額を加算の上、賃借料として計上しております。なお、その金額は以下のとおりで、上記表の内数としております。

加算額

全国路線網	27,917百万円
一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))	111百万円

協定の概要につきましては、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1)機構と締結する協定」をご参照下さい。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産に係る重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	461,605	90,464 [18,764]	昭和37年10月	平成32年度
高速自動車国道中央自動車道西宮線	23,944	2,734 [12,266]	昭和41年10月	平成32年度
高速自動車国道中央自動車道長野線	5,323	- [-]	平成18年4月	平成32年度
高速自動車国道第一東海自動車道	90,177	5,669 [68,669]	平成10年1月	平成32年度
高速自動車国道東海北陸自動車道	227,841	41,992 [122,591]	昭和54年3月	平成30年度
高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	2,879,362	397,696 [1,476,277]	平成5年12月	平成32年度
高速自動車国道中部横断自動車道	245,689	83,199 [74,876]	平成5年12月	平成30年度
高速自動車国道北陸自動車道	1,847	19 [-]	平成28年6月	平成32年度
高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	161,263	8,824 [130,074]	昭和58年8月	平成30年度
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	388,770	120,106 [83,737]	平成5年12月	平成30年度
高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	71,571	2,669 [66,742]	平成5年12月	平成30年度
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	166,067	21,637 [142,020]	平成11年1月	平成30年度
一般国道1号(新湘南バイパス)	5,949	- [-]	平成30年4月	平成32年度
一般国道138号(東富士五湖道路)	2,170	38 [-]	平成28年6月	平成32年度
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	192,176	19,072 [145,617]	平成16年6月	平成30年度
一般国道475号(東海環状自動車道)	90,995	1,152 [6,177]	平成19年4月	平成32年度
計	5,014,749	795,276 [2,347,817]	-	-

(注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。

3. 当連結会計年度末における既支払額であります。なお、当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。

4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しております。

5. 完了予定時期は道路資産が機構に帰属する最終時期を表しており、完了予定時期に先駆けて順次機構に帰属することがあります。

6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、財源特例法に基づく高速道路利便増進事業に関する計画によるスマートインターチェンジ整備事業について60,305百万円、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において375,137百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で57,954百万円、特定更新等工事に要する費用については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において304,137百万円と見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	520,000,000
計	520,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成29年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	130,000,000	130,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式、 単元株式数は100株。
計	130,000,000	130,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成17年10月1日	130,000,000	130,000,000	65,000	65,000	65,000	65,000

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路会社にその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は1,000円です。

(6)【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株 式の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	-	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数 （単元）	1,300,000	-	-	-	-	-	-	1,300,000	-
所有株式数の 割合（％）	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-

(7) 【大株主の状況】

平成29年 3 月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	130,000,000	100.00
計	-	130,000,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年 3 月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式130,000,000	1,300,000	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	-	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	130,000,000	-	-
総株主の議決権	-	1,300,000	-

【自己株式等】

平成29年 3 月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、様々な外部環境・情勢の変化にも対応できる経営基盤の確立に努めていきたいと考えており、事業から得られた利益を高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業に係る利益につきましては、将来の道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるための「高速道路事業積立金」及び地方公共団体等が管理するロッキング橋脚を有する跨道橋の耐震対策に充てるための「跨道橋耐震対策積立金」として、高速道路事業以外の事業に係る利益につきましては、今後の設備投資への備えなど経営基盤の強化のための「別途積立金」として積み立てることを基本としております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款で定めており、また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針も定めておりません。

また、剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会となりますが、高速道路会社法第13条に基づき、剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

4【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性10名 女性1名（役員のうち女性の比率9.1%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	会長	茶村 俊一	昭和21年1月31日生	昭和44年3月 株式会社松坂屋（現株式会社大丸松坂屋百貨店）入社 平成11年5月 同 取締役 名古屋事業部長兼名古屋店長 平成12年5月 同 常務取締役 平成14年5月 同 代表取締役専務取締役 平成15年5月 同 本社営業本部長 平成16年5月 同 代表取締役専務執行役員 本社経営企画室長 平成16年9月 同 代表取締役専務執行役員 本社経営企画室長兼内務業務改革室長 平成18年3月 同 代表取締役専務執行役員 本社経営企画室長 平成18年5月 同 代表取締役社長執行役員 平成18年9月 株式会社松坂屋ホールディングス代表取締役社長 平成19年5月 株式会社松坂屋代表取締役社長執行役員 営業統括本部長 平成19年9月 J・フロントリテイリング株式会社取締役 銀座再開発担当 株式会社大丸取締役 平成20年5月 株式会社松坂屋代表取締役社長 平成22年3月 J・フロントリテイリング株式会社代表取締役社長 平成25年4月 同 代表取締役会長 平成26年6月 当社取締役会長（現） 平成28年5月 J・フロントリテイリング株式会社相談役（現）	(注3)	-
代表取締役社長	CEO (兼)COO (兼)監査部担当	宮池 克人	昭和21年9月5日生	昭和46年4月 中部電力株式会社入社 平成13年6月 同 取締役 土木建築部長 平成15年6月 同 取締役 発電本部土木建築部長 平成17年6月 同 常務取締役執行役員 情報システム部統括、環境・立地本部長 平成19年6月 同 代表取締役副社長執行役員 資材部分担、情報システム部統括、環境・立地本部長 平成20年6月 同 代表取締役副社長執行役員 情報システム部統括、環境・立地本部長 平成23年6月 同 代表取締役副社長執行役員 情報システム部統括、発電本部長 平成25年6月 同 顧問（現） 平成26年6月 当社代表取締役社長 平成27年3月 代表取締役社長兼技術・建設本部長 平成27年6月 代表取締役社長（現）	(注3)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表 取締役	専務執行役員 総務本部長 (兼)倫理・法令 遵守担当(C C O)	増田 優一	昭和26年11月27日生	昭和50年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成16年7月 国土交通省 道路局次長 平成18年7月 内閣府 政策統括官(防災担当) 平成19年7月 国土交通省 都市・地域整備局長 平成20年7月 同省 大臣官房長 平成21年7月 同省 総合政策局長 平成22年8月 国土交通審議官 平成25年8月 国土交通事務次官 平成26年7月 国土交通省顧問 平成26年12月 東京海上日動火災保険株式会社 顧問 平成28年6月 当社代表取締役 専務執行役員 総 務本部長(現)	(注3)	-
取締役	常務執行役員 技術・建設本部長	廣瀬 輝	昭和29年4月29日生	昭和52年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成20年7月 国土交通省 大臣官房審議官 平成21年7月 当社執行役員 建設事業本部長 平成22年6月 常務執行役員 建設事業本部長 平成22年9月 取締役 常務執行役員 建設事業本 部長 平成26年4月 取締役 常務執行役員 技術・建設 本部長 平成27年3月 国土交通省 大臣官房付 平成27年6月 取締役 常務執行役員 技術・建設 本部長(現)	(注3)	-
取締役	常務執行役員 保全企画本部長	猪熊 康夫	昭和30年4月19日生	昭和55年4月 日本道路公団入社 平成22年6月 当社執行役員 八王子支社長 平成23年6月 執行役員 名古屋支社長 平成25年6月 取締役 常務執行役員 保全・サー ビス事業本部長 平成26年4月 取締役 常務執行役員 保全企画本 部長(現)	(注3)	-
取締役	常務執行役員 関連事業本部長	小山 徹	昭和31年10月8日生	昭和54年4月 日本道路公団入社 平成20年7月 当社企画本部渉外・広報部長 平成21年4月 関連事業本部担当部長 平成22年7月 総務本部経理部長 平成24年6月 総務本部人事部長 平成27年4月 執行役員 総務本部人事部長 平成28年6月 取締役 常務執行役員 関連事業本 部長(現)	(注3)	-
取締役	常務執行役員 経営企画本部長	奥脇 郁夫	昭和32年9月21日生	昭和55年4月 日本道路公団入社 平成22年4月 当社企画本部業務改革推進部長 平成23年4月 企画本部担当部長 平成24年6月 執行役員 東京支社長 平成26年4月 執行役員 業務改革推進部長兼組織 改革推進担当 平成27年4月 執行役員 技術・建設本部副本部長 (技術部門担当)兼組織改革推進担 当 平成28年6月 執行役員 技術・建設本部副本部長 (技術部門担当)兼生産性向上担当 平成29年6月 取締役 常務執行役員 経営企画本 部長(現)	(注4)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	-	田宮 道衛	昭和25年12月10日生	昭和49年4月 日本道路公団入社 平成16年12月 同 総合研修所長 平成17年10月 当社執行役員 横浜支社長代行 平成18年6月 執行役員 関連事業本部長代行兼関連事業本部事業開発部長 平成19年10月 執行役員 総務本部人事部長 平成22年9月 常務執行役員 総務本部人事部長 平成24年6月 監査役(常勤)(現)	(注5)	-
監査役 (常勤)	-	岡山 弘	昭和27年8月21日生	昭和51年4月 石川島播磨重工業株式会社(現株式会社IHI)入社 平成19年4月 同 理事 物流・鉄構事業本部管理部長兼事業開発部事業推進グループ担当部長 平成21年4月 石川島運搬機械株式会社(現IHI運搬機械株式会社)パーキングシステム事業本部パーキングシステム事業部長 平成21年6月 同 常務取締役 パーキングシステム事業本部パーキングシステム事業部長 平成23年6月 IHI運搬機械株式会社 常務取締役 パーキングシステム事業本部長 平成26年6月 当社監査役(常勤)(現)	(注5)	-
監査役	-	白石 真澄	昭和33年11月6日生	昭和62年3月 株式会社西武百貨店(株式会社そう・西武)入社 平成元年5月 株式会社ニッセイ基礎研究所入社 平成14年4月 東洋大学経済学部社会経済システム学科助教授 平成18年4月 同 経済学部社会経済システム学科教授 平成19年4月 関西大学政策創造学部教授(現) 平成26年6月 当社監査役(現)	(注5)	-
監査役	-	水尾 健一	昭和22年8月21日生	昭和47年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社 平成12年1月 トヨタ自動車株式会社 秘書部長 平成15年1月 東和不動産株式会社 常勤顧問 平成15年6月 同 常務取締役 平成19年6月 同 専務取締役 平成22年6月 同 代表取締役社長 平成25年6月 同 相談役 平成25年6月 DHC名古屋株式会社 代表取締役社長 平成26年6月 当社監査役(現)	(注5)	-
計						-

(注) 1. 茶村俊一は、社外取締役であります。

2. 岡山弘、白石真澄及び水尾健一は、社外監査役であります。

3. 平成28年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から平成30年6月開催の定時株主総会の終結の時まで

4. 平成29年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から平成30年6月開催の定時株主総会の終結の時まで

5. 平成26年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から平成30年6月開催の定時株主総会の終結の時まで

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

会社の機関の内容等

(ア) 会社の機関等

(a) 取締役会

取締役会は、社内取締役6名及び社外取締役1名で構成され、経営の方針、法令及び定款で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規程に則り、月1回開催を原則としております。

(b) 経営会議

経営会議は、常勤取締役、執行役員、常勤監査役、その他社長が指名する社員で構成され、全社的に影響を及ぼす重要事項について討議・審議等するものであり、経営会議規程に則り定期の開催を原則としております。

(c) 人事・倫理委員会

当社は、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の審議を行うために、社長の諮問機関として人事・倫理委員会を設けております。なお、委員の過半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。

(d) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名のうち3名が社外監査役であります。

監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、必要があると認めるときには意見を述べるとともに、監査役監査の実施等により取締役の職務執行の監査を行っております。また、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

(イ) コンプライアンスの取組み状況

コンプライアンスについては、当社グループ全体のコンプライアンスに関する意識の統一を図るために、「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定め、当社及び当社グループ各社において、倫理行動規程等の諸規程を定め、当社グループの役員及び社員が法令、定款、社内規程及び社会規範等を遵守して職務を執行しているとともに、法令遵守活動に関する人事・倫理委員会を設置しているほか、社内外における通報・相談窓口の開設等により、コンプライアンス体制の推進を図っております。さらに、役員・社員の法令遵守及び倫理意識の向上を図るため、外部講師による講演会等の啓発活動やコンプライアンス・マニュアル等の教育関係資料を整備し周知を図っていると同時に、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、啓発・支援等を行っております。また、当社グループ各社が進めるコンプライアンスの取組みに対しても、当社総務部が当社グループ各社のコンプライアンス担当部署と連携し、啓発・支援等を行っております。

加えて、グループ全体のコンプライアンス推進を統括する倫理・法令遵守担当役員（CCO）を設けるとともに、各子会社にも倫理・法令遵守担当役員（CCO）を設置し、グループCCO会議を開催するなどして、グループ一体となったコンプライアンス体制の強化に努めております。

(ウ) 監査役監査及び内部監査の状況

監査役監査は、監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当として専任の監査役スタッフを置いております。監査役スタッフの人事異動については監査役の同意を必要とすることとしており、取締役からの独立性を確保しております。

また、内部監査部門として監査部を設置し、6名のスタッフを置いて社内規程である内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は社長に報告されます。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連携に努めております。また、取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報等の状況を定期的に報告することとしております。

(エ) 会計監査の状況

当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータは全て提供し、監査しやすい環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 池田 裕之	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 水野 大	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 都 成哲	新日本有限責任監査法人

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 同監査法人は、既に自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を取っております。

3. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士11名及びその他19名で構成されております。

(オ) 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について
当社の社外取締役1名及び社外監査役3名と当社とは、特段の利害関係はありません。

取締役及び監査役に対する役員報酬

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款又は株主 総会決議に基 づく報酬	8名 (-)	111百万円 (-)	4名 (3名)	41百万円 (25百万円)	12名 (3名)	153百万円 (25百万円)

(注) 1. 上記支給額のほか、退任した取締役2名に対し役員退職慰労金として、11百万円を支給しております。

2. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金12百万円(取締役7名8百万円、監査役4名3百万円)を計上しております。

3. 取締役の報酬支給人員には、当期中に退任した取締役2名が含まれています。

4. 支給人員及び支給額の()内については、社外役員に係る人数及び金額を内数で記載したものであります。

リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じており、さらに、これらのリスクを全社的観点から組織横断的に統括して管理していく体制を構築し、リスク管理の充実、強化に取り組んでおります。

連結会社の企業統治に関する事項

当社グループに属することとなる会社の設立等及びその経営管理に関する社内規程を整備し、当社グループの企業価値の最大化に努めております。

内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

(ア) 業務の適正を確保するための体制

当社が「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。（平成27年5月21日一部改正）

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役をはじめ、すべての役員及び社員一人ひとりが高い理念と規範に基づき行動することを認識し、さまざまな局面で実践すべき指針として「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定めるとともに、倫理・法令遵守担当役員（CCO）を置き、当社のコンプライアンス推進を統括します。

また、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。

取締役会規程に基づき、取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役は、定期的に業務執行状況の報告を行います。

入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全を最優先に、安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故をはじめ、国民的被害のおそれのある重大事象などのクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、危機管理を専門的に統括する職を置き、有事の際の迅速かつ的確な対応を行うための体制・要領等を整備するとともに、高速道路の安全性を向上させるため、本社に安全管理部を設置し、安全性向上に資する計画の策定、実行、評価及び改善のサイクルを着実に実行する体制を整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、全執行役員を委員とするリスクマネジメント委員会及び組織単位のリスクマネジメント部会を設置し、リスクを組織的に管理し、損失などの回避または低減を図る体制を整備します。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、執行役員制の導入により、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役のチェック機能を強化します。

また、取締役会の機能強化と経営効率の向上のため、執行役員等をメンバーとする経営会議を定期に開催して重要な事項について審議するとともに、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定します。

高速道路事業については、現場が当事者意識を持って自律的な事業執行を行うことを目的に、事業執行の主体である支社と、それを支援する本社の所掌事務を明確に区分し、適確な業務の執行の体制を整備します。

また、グループ全体で企業ビジョンや経営方針などを共有するため、中期経営計画を策定し、社会・経済情勢等に応じ、臨機に見直しを行うとともに、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程等を制定します。併せて、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、社内研修等の実施により、継続的な啓発・支援等を行います。

また、コンプライアンスに関する通報・相談を通じて法令や社内規程等の遵守、不祥事の未然防止などを図るため、社内相談窓口として「コンプラホットライン」、社外相談窓口として「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えます。

(f) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営の基本方針を示すとともに、各子会社の自主性を尊重しつつ、経営管理・業績評価を実施します。

当社グループ全体の執行方針の討議・共有のため、取締役、執行役員、子会社の社長等をメンバーとするグループ全体会議を定期に開催します。各子会社は、全体会議の開催に先立ち、業務の執行状況等について当社に報告します。

当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社の自律的な経営を促しつつ子会社の経営上重要な事項については、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメントシステムの運用などにより、グループ全体のガバナンスを強化します。

各子会社は、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定することなどにより、それぞれ職務を効率的に執行します。

また、子会社においても「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を適用するとともに、各子会社に倫理・法令遵守担当役員（CCO）を設置し、グループCCO会議を開催するなど、グループ一体となったコンプライアンスを推進します。

さらに、各子会社においても、コンプライアンスに関する社内相談窓口を設置するとともに、当社が設置する「コンプラ弁護士ホットライン」を利用できるようにし、安心して相談ができる環境を整えます。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営会議に報告します。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査業務を補助するため、監査役スタッフとして法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有する専任の使用人を必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で法律、会計又は技術に関する高度な知識・能力等を特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士等の専門家を活用できるものとします。

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。

また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況並びに「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、コンプライアンスに関する相談窓口の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告等の重要書類を随時閲覧できるようにします。

(i) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び各子会社は、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしません。

そして、上司又はコンプライアンスに関する相談窓口に通報・相談を行った者がそのことを理由として不利益を受けることはない旨を規程に定めることなどにより、実効性を確保します。

(j) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行上必要な費用について、監査役会があらかじめ予算を計上できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償することができるようにします。

(k) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期的に意見交換を行います。特に、監査役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期的に意見交換を行います。

(イ) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりです。

なお、本方針に基づく適正な業務執行体制が確保されているか確認を行うため、毎年定期的に取り締役に業務の実施状況を報告しています。

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、NEXCO中日本グループCCO会議を開催し、中日本グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。
- ・人事・倫理委員会を開催し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備等について審議しています。
- ・取締役会を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。
- ・入札監視委員会を開催し、契約手続の透明性・公正性の向上に努めています。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会の議事録等取締役の職務執行に係る文書等は、「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき適正に保存及び管理をしています。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「中日本高速道路株式会社リスクマネジメント規程」に基づきリスクマネジメント委員会を開催し、経営施策とそれらに紐づくリスクの一元的なモニタリングを行っています。
- ・「中日本高速道路株式会社防災業務要領」や「中日本高速道路株式会社業務継続計画（BCP）」の適時適切な見直し等により、道路事業リスクに関する危機管理体制を強化しています。また、「安全性向上3カ年計画」に基づく施策の実施にあたり、安全管理部を事務局とする安全性向上有識者会議を開催し、安全性向上に対する専門知識や実務経験が豊富な外部有識者の意見を求め、当該施策を着実に推進させるとともに、経営陣による安全に関するメッセージの発信、各職場における安全討議の実施等により、安全を最優先とする企業文化の構築を図っています。
- ・メールシステム等の各種システムについては災害耐性強化のため、クラウドサービスへの移行を図っています。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会及び経営会議を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。
- ・「中日本高速道路株式会社職務権限・責任規程」を制定し、職務の執行に関する権限と責任を明確にしています。
- ・「中日本高速道路株式会社組織規程」を制定し、本社及び支社の所掌事務を明確に区分し、的確な業務の執行の体制を整備しています。
- ・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として当社及びグループ会社においてグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。また、「グループ会社業績評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、社内研修等を実施しています。
- ・「コンプラホットライン」や「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えています。

(f) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として当社及びグループ会社においてグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。
- ・「グループ会社業績評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。
- ・「中日本高速道路株式会社グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の自律的な経営を促しつつ、グループ会社の経営上重要な事項については当社の事前承認又は当社への報告を求めることにより、グループ全体のガバナンスを強化しています。

- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を子会社にも適用し、また、NEXCO中日本グループCCO会議を開催し、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。
 - ・監査部は、当社及びグループ会社の監査結果を経営会議に報告しています。
- (g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・専任の監査役スタッフを配置し、監査役の業務をサポートしています。また、弁護士等の専門家を活用し、監査を適正に行うことに努めています。
 - ・監査役スタッフの人事異動、人事評価及び懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を要件とし、独立性を確保しています。
- (h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ・当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、監査役に定期又は随時報告しています。
 - ・取締役会、経営会議、グループ戦略会議等の当社及び当社グループの重要会議に監査役が出席することを関係規程類に定めるなどしています。
 - ・「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき、監査役が重要書類を閲覧できるようにしています。
- (i) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・通報・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることはない旨をグループ各社の倫理行動規範に規定しています。
- (j) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役職務の執行上必要な費用を監査役会があらかじめ予算計上できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償できるようにしています。
- (k) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役と取締役、監査部及び公認会計士との定期的な意見交換を行っています。また、グループ監査役連絡会を開催し、監査役と子会社の監査役との意見交換を行っています。

取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

会社法第427条第1項に規定する契約(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間に、同法第423条第1項に規定する取締役及び監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円) (注1)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円) (注2)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	105	14	158	9
連結子会社	11	-	11	-
計	116	14	169	9

(注)1. 当社が監査公認会計士等に支払った社債発行に係るコンフォートレター作成業務の対価33百万円を含んでおります。

2. 当社が監査公認会計士等に支払った社債発行に係るコンフォートレター作成業務の対価86百万円を含んでおります。

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の報酬は、英文財務諸表作成支援業務等に係る対価であります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」(平成17年6月1日国土交通省令第65号)により作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 73,444	1 108,452
高速道路事業営業未収入金	72,387	103,779
未収入金	9,777	33,204
有価証券	50	-
仕掛道路資産	683,161	840,916
たな卸資産	5 2,936	5 3,080
繰延税金資産	2,873	3,085
その他	25,727	32,775
貸倒引当金	10	11
流動資産合計	870,347	1,125,282
固定資産		
有形固定資産		
建物	2 64,395	2 65,495
減価償却累計額	21,997	24,216
建物（純額）	42,398	41,278
構築物	2 58,693	2 60,327
減価償却累計額	14,534	16,178
構築物（純額）	44,158	44,149
機械及び装置	2 101,896	2 103,584
減価償却累計額	64,084	64,413
機械及び装置（純額）	37,811	39,171
車両運搬具	2 25,932	2 27,885
減価償却累計額	18,384	20,812
車両運搬具（純額）	7,547	7,073
工具、器具及び備品	14,536	14,306
減価償却累計額	9,851	9,840
工具、器具及び備品（純額）	4,684	4,465
土地	120,413	120,466
リース資産	2,871	3,617
減価償却累計額	1,227	1,657
リース資産（純額）	1,644	1,959
建設仮勘定	3,836	3,177
有形固定資産合計	262,494	261,741
無形固定資産	8,884	9,191
投資その他の資産		
投資有価証券	3 5,512	3 5,817
繰延税金資産	3,027	9,746
退職給付に係る資産	266	258
その他	1 5,571	1 5,192
貸倒引当金	514	505
投資その他の資産合計	13,864	20,509
固定資産合計	285,243	291,442
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	994	1,626
繰延資産合計	994	1,626
資産合計	1 1,156,585	1 1,418,351

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	158,267	106,813
1年以内返済予定長期借入金	100	195
未払金	48,021	28,106
未払法人税等	2,940	3,750
賞与引当金	3,149	3,269
その他	21,417	24,048
流動負債合計	233,897	166,183
固定負債		
道路建設関係社債	1 535,721	1 816,817
道路建設関係長期借入金	68,013	102,081
長期借入金	832	732
役員退職慰労引当金	235	226
ETCマイレージサービス引当金	8,569	8,377
ポイント引当金	18	-
退職給付に係る負債	91,204	88,652
その他	27,405	28,508
固定負債合計	732,002	1,045,395
負債合計	965,899	1,211,579
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金	71,868	72,245
利益剰余金	77,376	88,601
株主資本合計	214,245	225,847
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	53	54
退職給付に係る調整累計額	25,679	20,521
その他の包括利益累計額合計	25,625	20,466
非支配株主持分	2,065	1,391
純資産合計	190,685	206,772
負債純資産合計	1,156,585	1,418,351

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益	1,300,352	907,595
営業費用		
道路資産賃借料	479,507	479,421
高速道路等事業管理費及び売上原価	732,506	340,818
販売費及び一般管理費	2 79,040	2 80,963
営業費用合計	1 1,291,054	1 901,202
営業利益	9,298	6,393
営業外収益		
受取利息	66	6
土地物件貸付料	199	226
負ののれん償却額	342	342
持分法による投資利益	588	464
前受金取崩益	474	-
原因者負担収入	155	167
その他	792	324
営業外収益合計	2,618	1,532
営業外費用		
支払利息	21	24
物品売却損	8	24
その他	16	27
営業外費用合計	46	76
経常利益	11,869	7,849
特別利益		
固定資産売却益	3 135	3 98
その他	-	10
特別利益合計	135	109
特別損失		
固定資産売却損	4 53	4 1
固定資産除却損	5 247	5 266
投資有価証券売却損	-	41
その他	4	25
特別損失合計	305	334
税金等調整前当期純利益	11,699	7,624
法人税、住民税及び事業税	3,705	3,504
法人税等調整額	21	7,204
法人税等合計	3,684	3,699
当期純利益	8,015	11,324
非支配株主に帰属する当期純利益	103	99
親会社株主に帰属する当期純利益	7,912	11,224

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	8,015	11,324
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5	2
退職給付に係る調整額	20,973	5,224
持分法適用会社に対する持分相当額	391	67
その他の包括利益合計	21,360	5,159
包括利益	13,344	16,483
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	13,447	16,383
非支配株主に係る包括利益	103	99

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	65,000	71,650	69,464	206,114
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			7,912	7,912
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		218		218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	218	7,912	8,130
当期末残高	65,000	71,868	77,376	214,245

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	52	4,318	4,265	2,276
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	21,361	21,360	211
当期変動額合計	1	21,361	21,360	211
当期末残高	53	25,679	25,625	2,065

	純資産合計
当期首残高	204,126
当期変動額	
親会社株主に帰属する当期純利益	7,912
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	21,571
当期変動額合計	13,440
当期末残高	190,685

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	65,000	71,868	77,376	214,245
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			11,224	11,224
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		376		376
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	376	11,224	11,601
当期末残高	65,000	72,245	88,601	225,847

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	53	25,679	25,625	2,065
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	5,158	5,159	673
当期変動額合計	0	5,158	5,159	673
当期末残高	54	20,521	20,466	1,391

	純資産合計
当期首残高	190,685
当期変動額	
親会社株主に帰属する当期純利益	11,224
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	376
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,485
当期変動額合計	16,086
当期末残高	206,772

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	11,699	7,624
減価償却費	20,411	20,863
持分法による投資損益（は益）	588	464
賞与引当金の増減額（は減少）	216	119
ETCマイレージサービス引当金の増減額（は減少）	89	192
貸倒引当金の増減額（は減少）	254	7
退職給付に係る資産又は負債の増減額	450	2,748
受取利息及び受取配当金	75	16
支払利息	3,672	1,285
固定資産売却損益（は益）	81	97
固定資産除却損	1,979	2,408
売上債権の増減額（は増加）	10,980	28,282
たな卸資産の増減額（は増加）	213,305	157,658
仕入債務の増減額（は減少）	42,183	52,384
未払又は未収消費税等の増減額	6,833	51,480
その他	1,934	3,053
小計	313,265	252,481
利息及び配当金の受取額	88	40
利息の支払額	4,163	1,126
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	3,987	3,734
営業活動によるキャッシュ・フロー	305,202	257,302
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	0	0
定期預金の払戻による収入	100	269
有価証券の売却及び償還による収入	450	50
投資有価証券の取得による支出	195	-
投資有価証券の売却及び償還による収入	200	31
固定資産の取得による支出	24,819	21,019
固定資産の売却による収入	810	123
その他	58	132
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,394	20,412

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	34,013	34,163
長期借入金の返済による支出	61,075	100
道路建設関係社債発行による収入	225,494	439,958
道路建設関係社債償還による支出	592,520	160,000
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	96	396
その他	568	630
財務活動によるキャッシュ・フロー	394,752	312,993
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	1
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	112,945	35,277
現金及び現金同等物の期首残高	185,924	72,979
現金及び現金同等物の期末残高	72,979	108,256

【連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

- (注) 1. 前連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出 61,075百万円には、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受の額 60,000百万円が含まれており、道路建設関係社債償還による支出 592,520百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(は増加) 213,305百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額 595,380百万円が含まれております。
2. 当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フロー、道路建設関係社債償還による支出 160,000百万円は、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(は増加) 157,658百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額175,707百万円が含まれております。

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 25社

連結子会社の名称

中日本エクシス(株)
中日本エクストール横浜(株)
中日本エクストール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)
中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)
NEXCO中日本サービス(株)
中日本高速技術マーケティング(株)
(同)NEXCO中日本インベストメント
中日本ハイウェイ・リテール横浜(株)
中日本ハイウェイ・リテール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・アドバンス(株)
中日本ロード・メンテナンス静岡(株)
中日本ロード・メンテナンス東京(株)
中日本ロード・メンテナンス東海(株)
中日本ロード・メンテナンス中部(株)
中日本ロード・メンテナンス金沢(株)
中日本高速オートサービス(株)
NEXCO中日本開発(株)
箱根ターンパイク(株)

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

(株)ウェイザ
牛山クリーンサービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

13社

会社の名称

北陸高速道路ターミナル(株)
(株)NEXCOシステムズ
(株)高速道路総合技術研究所
(株)NEXCO保険サービス
ハイウェイ・トール・システム(株)
日本高速道路インターナショナル(株)
中日本施設管理(株)
日本ロード・メンテナンス(株)
(株)東京ハイウェイ
NHS名古屋(株)
ティーシーメンテナンス(株)
(株)高速保全
(株)デーロス・ジャパン

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

会社の名称

(非連結子会社)

(株)ウェイザ
牛山クリーンサービス(株)

(関連会社)

(株)章榮

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品、製品、仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
----	--------

構築物	3年～60年
-----	--------

機械及び装置	5年～17年
--------	--------

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年～13年)による定額法により費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年～13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段:通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象:外貨建社債

ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは、効果の発現期間が見積もり可能なものはその期間とし、それ以外については、5年間の償却としております。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「固定資産受贈益」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで、「営業外収益」の「その他」に表示しておりました「原因者負担収入」は、金額的重要性が増したため、独立掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外収益」に表示していた「固定資産受贈益」340百万円、「その他」607百万円は、「原因者負担収入」155百万円、「その他」792百万円として組替えております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
道路建設関係社債	535,721百万円 (額面額 535,721百万円)	816,817百万円 (額面額 816,817百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債に係る債務	1,392,520百万円	1,357,520百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
現金及び預金	3百万円	3百万円
投資その他の資産「その他」	249百万円	70百万円

2 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
有形固定資産		
建物	45百万円	45百万円
構築物	27百万円	27百万円
機械及び装置	190百万円	190百万円
車両運搬具	27百万円	27百万円
計	291百万円	291百万円

3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資有価証券(株式)	4,848百万円	5,222百万円
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	1,938百万円	3,033百万円

4 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
機構	661,000百万円	661,000百万円
東日本高速道路㈱	5百万円	4百万円
西日本高速道路㈱	11百万円	10百万円
計	661,017百万円	661,015百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
機構	1,454,570百万円	1,389,570百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が160,000百万円(額面額)減少しております。

5 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
商品及び製品	273百万円	502百万円
仕掛品	1,089百万円	979百万円
原材料及び貯蔵品	1,572百万円	1,598百万円
計	2,936百万円	3,080百万円

(連結損益計算書関係)

1 営業費用に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
973百万円	1,105百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
給与手当・賞与	10,131百万円	10,579百万円
役員退職慰労引当金繰入額	65百万円	85百万円
賞与引当金繰入額	719百万円	750百万円
退職給付費用	1,461百万円	2,482百万円
業務委託費	3,396百万円	3,954百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	8,566百万円	8,375百万円
利用促進費	37,418百万円	36,670百万円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物	38百万円	1百万円
構築物	9百万円	- 百万円
機械及び装置	0百万円	13百万円
車両運搬具	5百万円	44百万円
工具、器具及び備品	2百万円	0百万円
土地	80百万円	38百万円
計	135百万円	98百万円

4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物	14百万円	0百万円
車両運搬具	0百万円	- 百万円
工具、器具及び備品	2百万円	0百万円
土地	36百万円	- 百万円
計	53百万円	1百万円

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物	116百万円	130百万円
構築物	82百万円	77百万円
機械及び装置	0百万円	6百万円
車両運搬具	0百万円	0百万円
工具、器具及び備品	23百万円	23百万円
リース資産	- 百万円	6百万円
無形固定資産	15百万円	4百万円
その他	9百万円	17百万円
計	247百万円	266百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	7百万円	4百万円
組替調整額	0	-
税効果調整前	6	4
税効果額	1	1
その他有価証券評価差額金	5	2
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	22,770	1,799
組替調整額	1,049	3,493
税効果調整前	21,721	5,293
税効果額	747	68
退職給付に係る調整額	20,973	5,224
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	391	67
その他の包括利益合計	21,360	5,159

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	130,000	-	-	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	130,000	-	-	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定	73,444百万円	108,452百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金	465百万円	195百万円
現金及び現金同等物	72,979百万円	108,256百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引(解約不能のもの)

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年内	423,715百万円	433,932百万円
1年超	17,524,332百万円	17,034,248百万円
合計	17,948,047百万円	17,468,180百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年内	357百万円	387百万円
1年超	1,025百万円	899百万円
合計	1,382百万円	1,286百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間はいずれも10年以内となっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

高速道路事業営業未収入金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、資金運用目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、当社が民営化に伴い道路公団から承継したもの及び会社資産の設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等により、機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

外貨建社債については、為替変動リスク及び金利変動リスクに晒されており、社債発行時に、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には、通貨スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である社債に振当処理を行っているもの及び金利スワップ取引をヘッジ手段として、特例処理を行っているものがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

高速道路事業営業未収入金及び未収入金については、各部署が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、社内規程に基づき格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

道路建設関係長期借入金のうち、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込むなどして管理しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、社内規程に基づき、確定利回りの商品に限定する、外貨建てのものを禁止するなどして市場リスクを管理しております。

外貨建社債は、為替変動リスク及び金利変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金計画及び資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社グループの内規に基づき、リスク回避の目的以外のものを禁止しており、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合もあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）２参照）。

前連結会計年度（平成28年３月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
（１）現金及び預金	73,444	73,444	-
（２）高速道路事業営業未収入金	72,387	72,387	-
（３）未収入金	9,777	9,777	-
（４）有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	401	420	19
其他有価証券	197	197	-
資産計	156,207	156,227	19
（１）高速道路事業営業未払金	158,267	158,267	-
（２）未払金	48,021	48,021	-
（３）未払法人税等	2,940	2,940	-
（４）道路建設関係社債（１年内に償還予定の道路建設関係社債を含む）	535,721	541,521	5,800
（５）道路建設関係長期借入金（１年内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む）	68,013	68,104	91
（６）長期借入金（１年内に返済予定の長期借入金を含む）	933	933	-
負債計	813,898	819,790	5,891

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
（１）現金及び預金	108,452	108,452	-
（２）高速道路事業営業未収入金	103,779	103,779	-
（３）未収入金	33,204	33,204	-
（４）投資有価証券			
満期保有目的の債券	350	365	14
その他有価証券	202	202	-
資産計	245,989	246,003	14
（１）高速道路事業営業未払金	106,813	106,813	-
（２）未払金	28,106	28,106	-
（３）未払法人税等	3,750	3,750	-
（４）道路建設関係社債（１年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む）	816,817	819,285	2,468
（５）道路建設関係長期借入金（１年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む）	102,177	102,094	82
（６）長期借入金（１年以内に返済予定の長期借入金を含む）	832	832	-
負債計	1,058,497	1,060,882	2,385

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金及び(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

満期保有目的の債券及びその他有価証券については、取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金及び(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)

主として市場価格に基づき算定しております。

(5) 道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)及び(6) 長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位: 百万円)

区分	保有目的	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
非上場株式	子会社及び関連会社株式	4,848	5,222
	その他有価証券	115	42

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	73,444	-	-	-
高速道路事業営業未収入金	72,387	-	-	-
未収入金	9,777	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	50	200	100	-
社債	-	50	-	-
その他	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの				
債券（その他）	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	155,658	250	100	-

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	108,452	-	-	-
高速道路事業営業未収入金	103,779	-	-	-
未収入金	33,204	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	200	100	-
社債	-	50	-	-
その他	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの				
債券（その他）	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	245,436	250	100	-

4. 社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 2年以内 （百万円）	2年超 3年以内 （百万円）	3年超 4年以内 （百万円）	4年超 5年以内 （百万円）	5年超 （百万円）
道路建設関係社債	-	30,000	120,000	129,665	206,056	50,000
道路建設関係長期借入金	-	4	35,003	33,000	6	-
長期借入金	100	100	725	0	0	6
合計	100	30,104	155,728	162,665	206,062	50,006

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 2年以内 （百万円）	2年超 3年以内 （百万円）	3年超 4年以内 （百万円）	4年超 5年以内 （百万円）	5年超 （百万円）
道路建設関係社債	-	-	129,665	206,056	443,224	37,872
道路建設関係長期借入金	95	35,024	33,000	34,056	-	-
長期借入金	100	725	0	0	0	5
合計	195	35,750	162,665	240,113	443,224	37,877

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	351	368	17
	(2) 社債	49	51	1
	(3) その他	-	-	-
	小計	401	420	19
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		401	420	19

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	300	313	13
	(2) 社債	49	51	1
	(3) その他	-	-	-
	小計	350	365	14
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		350	365	14

２．その他有価証券

前連結会計年度（平成28年３月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（１）株式	174	78	96
	（２）債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	（３）その他	-	-	-
	小計	174	78	96
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	（１）株式	22	38	15
	（２）債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	（３）その他	-	-	-
	小計	22	38	15
合計		197	116	81

当連結会計年度（平成29年３月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（１）株式	170	78	92
	（２）債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	（３）その他	-	-	-
	小計	170	78	92
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	（１）株式	31	38	6
	（２）債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	（３）その他	-	-	-
	小計	31	38	6
合計		202	116	86

(注) 1. 時価のある其他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。

- (1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。
- (2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、回復可能性がないと判断し減損処理を行うこととしております。
 - 当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合
 - 当該銘柄の発行会社が債務超過の場合
 - 当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合

2. 非上場株式(前連結会計年度連結貸借対照表計上額 115百万円、当連結会計年度連結貸借対照表計上額 42百万円)については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

3. 売却した其他有価証券

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	31	-	41
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	31	-	41

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時 価 (百万円)
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	道路建設関係社債	168,926	168,926	(注1)
金利通貨スワップの 一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む 通貨スワップ取引	道路建設関係社債	31,794	31,794	(注2)
合 計			200,721	200,721	-

(注)1. 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

2. 通貨スワップの振当処理によるもの及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時 価 (百万円)
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	道路建設関係社債	339,727	339,727	(注1)
金利通貨スワップの 一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む 通貨スワップ取引	道路建設関係社債	130,289	130,289	(注2)
合 計			470,017	470,017	-

(注)1. 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

2. 通貨スワップの振当処理によるもの及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

当社及び一部の連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができる制度については、2. 確定給付制度に含めて記載しております。

なお、当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成28年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	108,003百万円	130,195百万円
勤務費用	3,935	3,835
利息費用	1,626	527
数理計算上の差異の発生額	20,749	693
過去勤務費用の発生額	127	3,197
退職給付の支払額	4,247	4,533
退職給付債務の期末残高	130,195	127,520

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	40,185百万円	40,359百万円
期待運用収益	1,589	601
数理計算上の差異の発生額	1,910	394
事業主からの拠出額	2,132	1,914
退職給付の支払額	2,080	2,290
その他	442	158
年金資産の期末残高	40,359	40,348

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	948百万円	1,102百万円
退職給付費用	364	292
退職給付への支払額	139	98
制度への拠出額	71	74
退職給付に係る負債の期末残高	1,102	1,221

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	100,696百万円	98,124百万円
年金資産	41,174	41,157
	59,522	56,967
非積立型制度の退職給付債務	31,416	31,426
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	90,938	88,393
退職給付に係る負債	91,204	88,652
退職給付に係る資産	266	258
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	90,938	88,393

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	3,493百万円	3,677百万円
利息費用	1,626	527
期待運用収益	1,589	601
数理計算上の差異の費用処理額	1,076	3,505
過去勤務費用の費用処理額	9	321
簡便法で計算した退職給付費用	364	292
その他	137	111
確定給付制度に係る退職給付費用	4,823	6,967

(注) 従業員からの拠出額を勤務費用から差し引いております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
過去勤務費用	137百万円	2,876百万円
数理計算上の差異	21,583	2,416
合 計	21,721	5,293

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
未認識過去勤務費用	70百万円	2,806百万円
未認識数理計算上の差異	26,674	24,257
合 計	26,744	21,451

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
債券	28%	12%
株式	14	11
現金及び預金	0	0
生命保険一般勘定	13	10
短期資産	34	59
その他	11	7
合 計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
割引率	0.1%～1.3%	0.1%～1.0%
長期期待運用収益率	0.7%～5.8%	1.0%～3.0%
予想昇給率	0.0%～6.0%	0.0%～6.0%

3. 確定拠出制度

確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度を含む。）への要拠出額は、前連結会計年度177百万円、当連結会計年度134百万円であります。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

4. 厚生年金基金の代行返上について

当連結会計年度末において測定された返還相当額（最低責任準備金）は13,545百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当連結会計年度末に行われたと仮定して「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成27年3月26日 企業会計基準 適用指針第25号）第46項を適用した場合に生じる利益の見込額は22,243百万円であります。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	162百万円	160百万円
賞与引当金	1,036百万円	1,080百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,604百万円	2,552百万円
退職給付に係る負債	28,216百万円	27,565百万円
その他	5,558百万円	5,883百万円
繰延税金資産小計	37,578百万円	37,242百万円
評価性引当金	31,602百万円	24,144百万円
繰延税金資産合計	5,976百万円	13,098百万円
繰延税金負債		
その他	376百万円	364百万円
繰延税金負債合計	376百万円	364百万円
繰延税金資産(負債)の純額	5,599百万円	12,733百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	2,873百万円	3,085百万円
固定資産 - 繰延税金資産	3,027百万円	9,746百万円
固定負債 - その他	301百万円	97百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.6%
評価性引当額の増減		77.6%
負ののれん発生益		0.6%
負ののれん償却額		1.4%
持分法による投資利益		1.8%
住民税均等割		1.6%
その他		0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		48.5%

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため記載は省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社では、高速道路のサービスエリア、パーキングエリア（以下「サービスエリア等」と言います。）において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設、賃貸用敷地を所有しております。

一部のサービスエリア等については、連結子会社中日本エクスシス(株)が当社から賃貸商業施設を借り受け、その一部を当社グループ外のテナントに転貸借しているとともに、それ以外の場所については、連結子会社が小売店、無料休憩所として使用しております。

このため、一部のサービスエリア等は賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
賃貸等不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	6,209	5,372
期中増減額	837	28
期末残高	5,372	5,343
期末時価	4,711	4,698
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	133,379	135,160
期中増減額	1,781	1,106
期末残高	135,160	134,053
期末時価	112,497	110,117

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、当連結会計年度の主なものは、建設仮勘定の増加及び減価償却に伴う減少によるものであります。賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の期中増減額のうち、当連結会計年度の主なものは、牧之原サービスエリア（上り線）における投資等による増加及び減価償却に伴う減少によるものであります。

3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
賃貸等不動産		
営業収益	475	480
営業費用	193	203
差額	282	277
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
営業収益	24,215	24,298
営業費用	12,434	12,384
差額	11,781	11,913

- (注) 1. 賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供として連結子会社が賃貸借している部分を含むため、営業収益には、当該部分の賃貸借にかかる収益は、計上されておりません。
2. 営業収益には、連結子会社が実施する小売店等の売上高が前連結会計年度において4,812百万円、当連結会計年度において4,523百万円含まれております。
3. 営業費用には、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産にかかる費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、経営組織の形態と事業の特性に基づいて、「高速道路事業」「休憩所事業」「その他(関連)事業」の3つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。

「休憩所事業」は、高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営を行っております。

「その他(関連)事業」は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共通部門に関わる有形固定資産及び無形固定資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額(注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	高速道路事業	休憩所事業	その他(関連) 事業	計		
売上高						
外部顧客に対する売上高	1,249,741	31,670	18,940	1,300,352	-	1,300,352
セグメント間の内部売上高又は振替高	22	5	1	29	29	-
計	1,249,763	31,675	18,942	1,300,381	29	1,300,352
セグメント利益又は損失	3,302	5,352	630	9,285	12	9,298
セグメント資産	874,739	177,044	19,931	1,071,715	84,870	1,156,585
セグメント負債	603,734	-	925	604,659	361,240	965,899
その他の項目						
減価償却費	16,875	3,228	308	20,411	-	20,411
持分法適用会社への投資額	3,919	-	824	4,743	-	4,743
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	19,613	3,995	484	24,093	2,937	27,031

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額12百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額84,870百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは現金、預金及び共通部門に関わる資産等であります。

(3) セグメント負債の調整額361,240百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付に係る負債等であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,937百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額（注1）	連結財務諸表 計上額 （注2）
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
売上高						
外部顧客に対する売上高	841,432	31,808	34,354	907,595	-	907,595
セグメント間の内部売上高又は振替高	22	22	5	50	50	-
計	841,454	31,831	34,359	907,646	50	907,595
セグメント利益又は損失	1,436	5,060	111	6,385	7	6,393
セグメント資産	1,093,898	175,879	16,489	1,286,267	132,084	1,418,351
セグメント負債	918,994	-	825	919,819	291,760	1,211,579
その他の項目						
減価償却費	17,314	3,252	297	20,863	-	20,863
持分法適用会社への投資額	4,304	-	812	5,117	-	5,117
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	18,841	2,148	23	21,013	2,153	23,166

（注）1．調整額は、以下のとおりであります。

- （1）セグメント利益の調整額7百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - （2）セグメント資産の調整額132,084百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは現金、預金及び共通部門に関わる資産等であります。
 - （3）セグメント負債の調整額291,760百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付に係る負債等であります。
 - （4）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,153百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。
- 2．セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

	料金収入 （百万円）	道路資産完成高 （百万円）	その他 （百万円）	合計 （百万円）
外部顧客への売上高	657,552	591,392	51,407	1,300,352

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 （百万円）	関連するセグメント名
機構	591,498	高速道路事業

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

	料金収入 （百万円）	道路資産完成高 （百万円）	その他 （百万円）	合計 （百万円）
外部顧客への売上高	664,974	175,707	66,913	907,595

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 （百万円）	関連するセグメント名
機構	175,727	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日）

のれんの償却額及び未償却残高は、ありません。

なお、平成22年 4 月 1 日前に行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当期償却額	-	-	-	-	342	342
当期末残高	-	-	-	-	4,186	4,186

当連結会計年度（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日）

のれんの償却額及び未償却残高は、ありません。

なお、平成22年 4 月 1 日前に行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当期償却額	-	-	-	-	342	342
当期末残高	-	-	-	-	3,843	3,843

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

兄弟会社等

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を自己の 計算において所有 している会社等	機構	横浜市 西区	5,534,088	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	479,507	高速道路 事業営業 未払金	100,402
						道路資産、債務の引渡及び借入金の連帯債務	道路資産完成高 (注1)	591,392	高速道路 事業営業 未収入金	13,950
							債務の引渡及び債務保証 (注2)	652,520	-	-
						借入金の連帯債務	債務保証 (注3)	661,000	-	-
							債務保証 (注4)	802,050	-	-

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、機構に引き渡しております。また、当社は前連結会計年度までに引き渡した債務について機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を自 己の計算に おいて所有 している会 社等	機構	横浜市 西区	5,571,386	高速道路に 係る道路資 産の保有及 び会社への 貸付け、承 継債務の返 済等	なし	道路資産の借 受	道路資産賃 借料の支払 (注1)	479,421	高速道路 事業営業 未払金	71,269
						道路資産、債 務の引渡及び 借入金の連帯 債務	道路資産完 成高 (注1)	175,707	高速道路 事業営業 未収入金	43,294
							債務の引渡 及び債務保 証(注2)	160,000	-	-
						借入金の連帯 債務	債務保証 (注3)	661,000	-	-
							債務保証 (注4)	1,229,570	-	-

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、機構に引き渡しております。また、当社は前連結会計年度までに引き渡した債務について機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
1株当たり純資産額	1,450.92円	1,579.85円
1株当たり当期純利益金額	60.86円	86.34円

(注) 1 . 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	7,912	11,224
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額 (百万円)	7,912	11,224
普通株式の期中平均株式数 (千株)	130,000	130,000

3 . 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3 月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	190,685	206,772
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	2,065	1,391
(うち非支配株主持分 (百万円))	(2,065)	(1,391)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	188,620	205,380
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数 (千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第69回社債
発行総額	金990億円
利率	年0.070パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成29年 5 月31日
償還期日	平成34年 3 月18日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。

上記 に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。

上記 の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

厚生年金基金の代行返上

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年 5 月 1 日付で厚生労働大臣から厚生年金基金代行部分過去分返上の認可を受けました。これに伴い、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成27年 3 月26日 企業会計基準適用指針第25号）第46項を適用した場合、翌連結会計年度に生じる利益の見込額は22,371百万円であります。

株式取得による持分法適用関連会社化

当社及び当社の関連会社である日本高速道路インターナショナル(株)は、ベトナム国での有料道路事業の展開を目的として、FCC Infrastructure Investment Joint Stock Company の株式を取得することを FECON Corporation と平成29年 6 月 4 日に合意しております。

なお、当社及び当社の関連会社である日本高速道路インターナショナル(株)の株式取得について、ベトナム国での認可を経て、持分法適用関連会社とする予定です。

株式取得予定の会社の名称	FCC Infrastructure Investment Joint Stock Company
事業の内容	ベトナム国での有料道路事業
規模	資本金2,800億VND
取得予定の株式の数	5,600,000株
取得価額	840億VND
取得予定の議決権比率	20.0%（間接所有割合14.0%を含む）
取得後の議決権比率	20.0%（間接所有割合14.0%を含む）

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第53回社債	平成26年 2月14日	30,000	(注3)	0.22	有(注2)	平成29年 6月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第54回社債	平成26年 2月14日	20,000	(注3)	0.31	有(注2)	平成30年 12月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第56回社債	平成26年 2月14日	10,000	(注3)	0.75	有(注2)	平成35年 12月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第57回社債	平成26年 5月30日	100,000	(注3)	0.29	有(注2)	平成31年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第2回米ドル建て社債	平成26年 8月5日	50,840 [5億米ドル]	50,840 [5億米ドル]	2.17	有(注2)	平成31年 8月5日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第3回米ドル建て社債	平成26年 11月5日	53,825 [5億米ドル]	53,825 [5億米ドル]	2.07	有(注2)	平成31年 11月5日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第58回社債	平成27年 2月19日	25,000	25,000	0.18	有(注2)	平成31年 12月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第59回社債	平成27年 2月19日	10,000	10,000	0.30	有(注2)	平成33年 12月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第60回社債	平成27年 2月19日	10,000	10,000	0.54	有(注2)	平成36年 12月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第61回社債	平成27年 6月2日	60,000	60,000	0.26	有(注2)	平成32年 6月2日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第4回米ドル建て社債 (固定利付債)	平成27年 9月17日	34,413 [2.85億米ドル]	34,413 [2.85億米ドル]	2.38	有(注2)	平成32年 9月17日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第4回米ドル建て社債 (変動利付債)	平成27年 9月17日	13,886 [1.15億米ドル]	13,886 [1.15億米ドル]	1.91 (注4)	有(注2)	平成32年 9月17日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第62回社債	平成27年 11月13日	50,000	50,000	0.22	有(注2)	平成32年 9月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第63回社債	平成27年 11月13日	20,000	20,000	0.57	有(注2)	平成37年 11月13日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第5回米ドル建て社債 (固定利付債)	平成28年 2月16日	29,847 [2.5億米ドル]	29,847 [2.5億米ドル]	2.24	有(注2)	平成33年 2月16日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第5回米ドル建て社債 (変動利付債)	平成28年 2月16日	17,908 [1.5億米ドル]	17,908 [1.5億米ドル]	2.00 (注4)	有(注2)	平成33年 2月16日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第6回米ドル建て社債 (固定利付債)	平成28年 4月25日	-	38,279 [3.5億米ドル]	2.29	有(注2)	平成33年 4月23日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第6回米ドル建て社債 (変動利付債)	平成28年 4月25日	-	27,342 [2.5億米ドル]	2.11 (注4)	有(注2)	平成33年 4月23日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第7回米ドル建て社債 (固定利付債)	平成28年 5月31日	-	54,880 [5億米ドル]	2.36	有(注2)	平成33年 5月28日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第7回米ドル建て社債 (変動利付債)	平成28年 5月31日	-	16,464 [1.5億米ドル]	2.05 (注4)	有(注2)	平成33年 5月28日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第1回豪ドル建て社債	平成28年 5月31日	-	7,872 [1億豪ドル]	3.37	有(注2)	平成38年 5月28日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第64回社債	平成28年 5月31日	-	9,800	0.06	有(注2)	平成33年 5月31日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第65回社債	平成28年 7月14日	-	60,000	0.03	有(注2)	平成33年 7月14日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第8回米ドル建て社債 (固定利付債)	平成28年 9月14日	-	41,480 [4億米ドル]	2.09	有(注2)	平成33年 9月14日

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第8回米ドル建て社債 (変動利付債)	平成28年 9月14日	-	20,740 [2億米ドル]	1.97 (注4)	有(注2)	平成33年 9月14日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第66回社債	平成28年 9月28日	-	34,000	0.03	有(注2)	平成33年 9月28日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第67回社債	平成28年 11月30日	-	50,000	0.03	有(注2)	平成33年 9月17日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第9回米ドル建て社債 (固定利付債)	平成29年 3月3日	-	28,290 [2.5億米ドル]	2.84	有(注2)	平成34年 3月3日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第9回米ドル建て社債 (変動利付債)	平成29年 3月3日	-	33,948 [3億米ドル]	1.90 (注4)	有(注2)	平成34年 3月3日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第68回社債	平成29年 3月3日	-	18,000	0.07	有(注2)	平成33年 12月20日
合計	-	-	535,721	816,817	-	-	-

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 高速道路会社法第8条の規定により、当社の総財産を社債の担保に供しております。

3. 機構法第15条の規定により、機構が債務の引受を行ったことによるものです。

4. 「利率」については、当期末の値を記載しております。

5. 償還期限の日に元本を一括償還する発行条件としており、連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	-	129,665	206,056	443,224

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	100	195	0.33	-
1年以内に返済予定のリース債務	560	661	-	-
道路建設関係長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	68,013	102,081	0.29	平成31年2月～ 平成33年3月
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	832	732	0.65	平成30年4月 平成45年2月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,218	1,447	-	平成30年4月～ 平成42年3月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	70,725	105,119	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 道路建設関係長期借入金、長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
道路建設関係長期借入金	35,024	33,000	34,056	-
長期借入金	725	0	0	0
リース債務	458	302	214	129
合計	36,208	33,303	34,271	129

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	69,402	104,006
高速道路事業営業未収入金	72,391	103,784
未収入金	9,066	32,898
短期貸付金	16	0
仕掛道路資産	684,766	842,682
商品	2	223
原材料	259	377
貯蔵品	604	600
受託業務前払金	6,826	6,751
前払金	715	1,936
前払費用	243	260
繰延税金資産	1,706	1,959
その他	15,758	21,426
貸倒引当金	9	11
流動資産合計	861,750	1,116,895
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2,135	2,169
減価償却累計額	813	904
建物（純額）	1,322	1,264
構築物	45,290	46,651
減価償却累計額	8,505	9,562
構築物（純額）	36,784	37,088
機械及び装置	2 98,929	2 100,626
減価償却累計額	62,498	62,619
機械及び装置（純額）	36,431	38,007
車両運搬具	2 24,179	2 25,778
減価償却累計額	17,075	19,559
車両運搬具（純額）	7,104	6,218
工具、器具及び備品	6,872	6,230
減価償却累計額	4,806	4,208
工具、器具及び備品（純額）	2,065	2,022
土地	228	228
リース資産	77	17
減価償却累計額	61	10
リース資産（純額）	16	6
建設仮勘定	1,675	1,077
有形固定資産合計	85,630	85,915
無形固定資産	2,824	3,096
高速道路事業固定資産合計	88,454	89,012

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2 40,223	2 41,147
減価償却累計額	12,813	14,547
建物（純額）	27,409	26,599
構築物	2 9,630	2 9,837
減価償却累計額	4,192	4,683
構築物（純額）	5,437	5,153
機械及び装置	2 2,193	2 2,155
減価償却累計額	1,255	1,406
機械及び装置（純額）	938	749
車両運搬具	0	-
減価償却累計額	0	-
車両運搬具（純額）	0	-
工具、器具及び備品	431	455
減価償却累計額	255	301
工具、器具及び備品（純額）	175	153
土地	109,507	109,494
建設仮勘定	1,522	1,711
有形固定資産合計	144,991	143,861
無形固定資産	641	590
関連事業固定資産合計	145,633	144,452
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	12,757	12,275
減価償却累計額	4,786	4,909
建物（純額）	7,970	7,366
構築物	1,209	1,181
減価償却累計額	681	666
構築物（純額）	528	514
機械及び装置	37	36
減価償却累計額	7	9
機械及び装置（純額）	29	27
車両運搬具	12	12
減価償却累計額	12	12
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	2,543	2,644
減価償却累計額	1,594	1,838
工具、器具及び備品（純額）	949	805
土地	7,360	7,360
リース資産	901	1,246
減価償却累計額	404	571
リース資産（純額）	496	674
建設仮勘定	16	46
有形固定資産合計	17,350	16,795
無形固定資産	4,440	4,378
各事業共用固定資産合計	21,791	21,173

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
その他の固定資産		
有形固定資産		
建物	168	168
減価償却累計額	106	113
建物（純額）	62	55
構築物	0	0
減価償却累計額	0	0
構築物（純額）	0	0
工具、器具及び備品	1	1
減価償却累計額	1	1
工具、器具及び備品（純額）	0	0
土地	551	321
有形固定資産合計	614	377
その他の固定資産合計	614	377
投資その他の資産		
関係会社株式	7,484	7,484
関係会社出資金	50	50
長期貸付金	7	7
長期前払費用	2,358	2,139
繰延税金資産	-	6,681
その他	1 2,217	1 1,990
貸倒引当金	435	427
投資その他の資産合計	11,682	17,925
固定資産合計	268,177	272,941
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	994	1,626
繰延資産合計	994	1,626
資産合計	1 1,130,922	1 1,391,462
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	180,182	127,338
1年以内返済予定長期借入金	0	95
リース債務	233	243
未払金	31,299	13,944
未払費用	766	690
未払法人税等	761	2,526
預り連絡料金	2,367	2,536
預り金	26,955	29,106
受託業務前受金	7,338	8,936
前受金	134	80
前受収益	104	273
賞与引当金	1,189	1,221
その他	7,874	7,205
流動負債合計	259,208	194,201

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
固定負債		
道路建設関係社債	1 535,721	1 816,817
道路建設関係長期借入金	68,013	102,081
その他の長期借入金	7	7
リース債務	343	474
繰延税金負債	192	-
受入保証金	15,138	15,470
退職給付引当金	56,373	58,343
役員退職慰労引当金	80	84
ETCマイレージサービス引当金	8,569	8,377
ポイント引当金	18	-
その他	8,622	9,300
固定負債合計	693,081	1,010,957
負債合計	952,289	1,205,159
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金	65,000	65,000
その他資本剰余金	6,650	6,650
資本剰余金合計	71,650	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
安全性向上積立金	3,975	-
高速道路事業積立金	11,966	15,725
固定資産圧縮積立金	440	426
別途積立金	22,479	25,405
繰越利益剰余金	3,121	8,096
利益剰余金合計	41,982	49,653
株主資本合計	178,632	186,303
純資産合計	178,632	186,303
負債純資産合計	1,130,922	1,391,462

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	657,597	665,016
道路資産完成高	591,392	175,707
受託業務収入	2	2
その他の売上高	580	599
営業収益合計	1,249,572	841,326
営業費用		
道路資産賃借料	479,507	479,421
道路資産完成原価	595,380	175,707
管理費用	176,027	187,913
受託業務費用	2	2
営業費用合計	1,250,917	843,045
高速道路事業営業損失()	1,345	1,718
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	10,347	27,722
休憩所等事業収入	13,648	13,651
不動産賃貸収入	70	69
その他の事業収入	1,583	1,145
営業収益合計	25,649	42,589
営業費用		
受託業務費用	10,322	28,034
休憩所等事業費	10,573	10,513
不動産賃貸費用	32	32
その他の事業費用	1,897	1,712
営業費用合計	22,825	40,291
関連事業営業利益	2,824	2,297
全事業営業利益	1,478	578
営業外収益		
受取利息	18	1
有価証券利息	23	-
受取配当金	1,375	1,735
土地物件貸付料	211	239
原因者負担収入	155	167
前受金取崩益	474	-
雑収入	558	201
営業外収益合計	1,816	1,345
営業外費用		
支払利息	1,40	1,35
物品売却損	8	14
雑損失	5	8
営業外費用合計	54	57
経常利益	3,241	1,865

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	2 119	2 88
特別利益合計	119	88
特別損失		
固定資産売却損	3 36	3 0
固定資産除却損	4 173	4 169
特別損失合計	209	169
税引前当期純利益	3,151	1,784
法人税、住民税及び事業税	880	1,240
法人税等調整額	193	7,126
法人税等合計	686	5,886
当期純利益	2,464	7,670

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

		前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)			当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
高速道路事業営業費用							
1 道路資産賃借料			479,507			479,421	
2 道路資産完成原価			595,380			175,707	
3 管理費用							
(1) 維持修繕費		72,346			82,481		
(2) 管理業務費		45,765			46,931		
(3) 一般管理費		57,916			58,499		
計			176,027			187,913	
4 受託業務費用			2			2	
高速道路事業営業費用合計				1,250,917			843,045
関連事業営業費用							
1 受託業務費用							
(1) 受託事業費		8,953			26,530		
(2) 一般管理費		1,368			1,503		
計			10,322			28,034	
2 休憩所等事業費							
(1) 休憩所等事業費		9,323			9,531		
(2) 一般管理費		1,249			981		
計			10,573			10,513	
3 不動産賃貸費用							
(1) 不動産賃貸事業費		26			26		
(2) 一般管理費		5			5		
計			32			32	
4 その他の事業費用							
(1) その他の事業費		1,089			914		
(2) 一般管理費		807			798		
計			1,897			1,712	
関連事業営業費用合計				22,825			40,291
全事業営業費用合計				1,273,743			883,337

(2) 科目明細書

高速道路事業原価明細書

		前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)			当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)			金額(百万円)		
営業費用							
1 道路資産賃借料				479,507			479,421
2 道路資産完成原価							
用地費							
土地代		6,604			1,482		
労務費		289			172		
外注費		499			288		
経費		6,839			928		
金利等		1,282			146		
一般管理費人件費		229			138		
一般管理費経費		260	16,004		156	3,313	
建設費							
材料費		282			51		
労務費		7,010			3,145		
外注費		539,726			145,450		
経費		6,753			11,551		
金利等		9,045			876		
一般管理費人件費		5,590			2,743		
一般管理費経費		6,667	575,076		2,949	166,767	
除却工事費用その他							
労務費		80			96		
外注費		4,065			5,337		
経費		12			22		
金利等		14			4		
一般管理費人件費		73			96		
一般管理費経費		51	4,298	595,380	69	5,627	175,707

		前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)			当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)			金額(百万円)		
3 管理費用							
維持修繕費							
人件費		2,571			2,968		
経費		69,774	72,346		79,513	82,481	
管理業務費							
人件費		1,434			1,633		
経費		44,330	45,765		45,298	46,931	
一般管理費							
人件費		5,132			5,995		
経費		52,783	57,916	176,027	52,503	58,499	187,913
4 受託業務費用				2			2
営業外費用							
支払利息			-			0	
物品売却損			8			14	
雑損失			5	13		0	14
特別損失							
固定資産売却損			36	36		-	-
高速道路事業営業費用等合計				1,250,967			843,059
法人税、住民税及び事業税			-			-	
法人税等調整額			-	-		6,443	6,443
高速道路事業総費用合計				1,250,967			836,616

受託業務費用
受託事業費

		前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)		当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
材料費	1	-	-	-	-
労務費		424	3.1	626	2.4
経費		13,335	96.9	25,825	97.6
一般管理費		2	0.0	3	0.0
当期総製造費用		13,761	100.0	26,454	100.0
期首受託業務前払金		2,018		6,826	
合計		15,780		33,281	
期末受託業務前払金		6,826		6,751	
受託事業費		8,953		26,530	

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
外注費	12,149	外注費	23,940
業務委託費	882	業務委託費	1,390

2 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

休憩所等事業費
休憩所等事業費

		前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)		当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
材料費		0	0.0	0	0.0
人件費		265	2.9	238	2.5
経費		9,057	97.1	9,293	97.5
休憩所等事業費		9,323	100.0	9,531	100.0

主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
減価償却費	2,662	減価償却費	2,699
業務委託費	1,803	業務委託費	1,727

不動産賃貸費用
不動産賃貸事業費

		前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
人件費		-	-	-	-
経費		26	100.0	26	100.0
不動産賃貸事業費		26	100.0	26	100.0

主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	項目	当事業年度(百万円)
租税公課	26	租税公課	26

その他の事業費用
その他の事業費

		前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
商品仕入高		469	43.1	1	0.2
人件費		141	13.0	155	17.0
経費		478	43.9	757	82.8
その他の事業費		1,089	100.0	914	100.0

主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	項目	当事業年度(百万円)
業務委託費	263	業務委託費	573
租税公課	99	租税公課	75

高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は当事業年度61,789百万円、
前 事業年度61,348百万円であり、このうち主なものは次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
給与手当・賞与	4,170百万円	4,378百万円
役員退職慰労引当金繰入額	13百万円	13百万円
賞与引当金繰入額	325百万円	359百万円
退職給付費用	888百万円	1,387百万円
減価償却費	1,101百万円	1,112百万円
業務委託費	2,650百万円	2,252百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	8,566百万円	8,375百万円
利用促進費	37,192百万円	36,431百万円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
当期変動額				
安全性向上積立金の取崩				
高速道路事業積立金の取崩				
固定資産圧縮積立金の取崩				
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の調整額				
別途積立金の積立				
当期純利益				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本							純資産合計
	利益剰余金						株主資本合計	
	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
	安全性向上積立金	高速道路事業積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,001	13,353	434	20,024	2,296	39,517	176,168	176,168
当期変動額								
安全性向上積立金の取崩	4,025				4,025	-	-	-
高速道路事業積立金の取崩		1,387			1,387	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩			4		4	-	-	-
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の調整額			10		10	-	-	-
別途積立金の積立				2,454	2,454	-	-	-
当期純利益					2,464	2,464	2,464	2,464
当期変動額合計	4,025	1,387	5	2,454	5,417	2,464	2,464	2,464
当期末残高	3,975	11,966	440	22,479	3,121	41,982	178,632	178,632

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
当期変動額				
安全性向上積立金の取崩				
高速道路事業積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
当期純利益				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本							純資産合計
	利益剰余金						株主資本合計	
	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
	安全性向上積立金	高速道路事業積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,975	11,966	440	22,479	3,121	41,982	178,632	178,632
当期変動額								
安全性向上積立金の取崩	3,975				3,975	-	-	-
高速道路事業積立金の積立		3,759			3,759	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩			13		13	-	-	-
別途積立金の積立				2,925	2,925	-	-	-
当期純利益					7,670	7,670	7,670	7,670
当期変動額合計	3,975	3,759	13	2,925	4,975	7,670	7,670	7,670
当期末残高	-	15,725	426	25,405	8,096	49,653	186,303	186,303

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

(2) 商品

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(3) 原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	8年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段:通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象:外貨建社債

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「固定資産受贈益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しております。

前事業年度まで「営業外収益」の「雑収入」に表示しておりました「原因者負担収入」は、金額的重要性が増したため、独立掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「固定資産受贈益」340百万円、「雑収入」373百万円は、「原因者負担収入」155百万円、「雑収入」558百万円として組替えております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
道路建設関係社債	535,721百万円 (額面額 535,721百万円)	816,817百万円 (額面額 816,817百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債に係る債務	1,392,520百万円	1,357,520百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
投資その他の資産「その他」	234百万円	55百万円

2 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
高速道路事業固定資産		
機械及び装置	3百万円	3百万円
車両運搬具	27百万円	27百万円
関連事業固定資産		
建物	8百万円	8百万円
構築物	27百万円	27百万円
機械及び装置	186百万円	186百万円
計	253百万円	253百万円

3 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
機構	661,000百万円	661,000百万円
東日本高速道路(株)	5百万円	4百万円
西日本高速道路(株)	11百万円	10百万円
計	661,017百万円	661,015百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
機構	1,454,620百万円	1,389,620百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が160,000百万円(額面額)減少しております。

4 貸出コミットメント

当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく事業年度末の貸出未実行残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
貸出コミットメントの総額	22,500百万円	22,500百万円
貸出実行残高	16百万円	- 百万円
差引額	22,483百万円	22,500百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
受取配当金	375百万円	735百万円
支払利息	39百万円	35百万円

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
建物	24百万円	- 百万円
構築物	9百万円	- 百万円
機械及び装置	- 百万円	7百万円
車両運搬具	5百万円	42百万円
土地	80百万円	38百万円
計	119百万円	88百万円

3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
土地	36百万円	- 百万円
工具、器具及び備品	- 百万円	0百万円
	36百万円	0百万円

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
建物	81百万円	85百万円
構築物	78百万円	74百万円
機械及び装置	0百万円	6百万円
工具、器具及び備品	2百万円	2百万円
無形固定資産	1百万円	- 百万円
その他	9百万円	0百万円
計	173百万円	169百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（平成28年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式5,586百万円、関連会社株式1,897百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成29年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式5,586百万円、関連会社株式1,897百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	135百万円	133百万円
賞与引当金	364百万円	374百万円
退職給付引当金	17,135百万円	17,829百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,604百万円	2,552百万円
その他	3,415百万円	3,785百万円
繰延税金資産小計	23,654百万円	24,676百万円
評価性引当金	21,942百万円	15,845百万円
繰延税金資産合計	1,711百万円	8,831百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	192百万円	186百万円
その他	4百万円	3百万円
繰延税金負債合計	197百万円	190百万円
繰延税金資産の純額	1,514百万円	8,640百万円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	32.8%	30.6%
（調整）		
税率変更	40.4%	- %
評価性引当額の増減	43.0%	341.7%
受取配当金	3.8%	12.5%
法人税特別控除	5.3%	3.9%
その他	0.7%	2.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.8%	329.9%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	1,374.09円	1,433.10円
1株当たり当期純利益金額	18.95円	59.00円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益(百万円)	2,464	7,670
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,464	7,670
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	178,632	186,303
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	178,632	186,303
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数(千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第69回社債
発行総額	金990億円
利率	年0.070パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成29年 5 月31日
償還期日	平成34年 3 月18日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。

上記 に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。

上記 の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

厚生年金基金の代行返上

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年 5 月 1 日付で厚生労働大臣から厚生年金基金代行部分過去分返上の認可を受けました。これに伴い、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成27年 3 月26日 企業会計基準適用指針第25号）第46項を適用した場合、翌事業年度に生じる利益の見込額は22,371百万円であります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引当期末 簿価 (百万円)
高速 道路 事業	有形 固定 資産	建物	2,135	46	13	2,169	904	96	1,264
		構築物	45,290	1,866	505	46,651	9,562	1,206	37,088
		機械及び装置	98,929	13,511	11,815	100,626	62,619	8,131	38,007
		車両運搬具	24,179	1,856	258	25,778	19,559	2,742	6,218
		工具、器具及び備品	6,872	519	1,161	6,230	4,208	487	2,022
		土地	228	0	0	228	-	-	228
		リース資産	77	-	60	17	10	9	6
		建設仮勘定(注3)	1,675	15,950	16,548	1,077	-	-	1,077
		計	179,390	33,751	30,362	182,779	96,863	12,673	85,915
	無形固定資産		13,141	3,173	1,945	14,369	11,272	1,036	3,096
	合計		192,532	36,925	32,308	197,149	108,136	13,710	89,012
関連 事業	有形 固定 資産	建物	40,223	1,040	117	41,147	14,547	1,772	26,599
		構築物	9,630	331	124	9,837	4,683	549	5,153
		機械及び装置	2,193	47	86	2,155	1,406	230	749
		車両運搬具	0	-	0	-	-	-	-
		工具、器具及び備品	431	30	6	455	301	50	153
		土地	109,507	238	251	109,494	-	-	109,494
		建設仮勘定	1,522	1,404	1,215	1,711	-	-	1,711
		計	163,509	3,093	1,802	164,800	20,938	2,603	143,861
	無形固定資産		901	7	2	905	315	56	590
	合計		164,410	3,100	1,804	165,706	21,253	2,659	144,452
各事 業共 用	有形 固定 資産	建物	12,757	32	513	12,275	4,909	438	7,366
		構築物	1,209	47	76	1,181	666	52	514
		機械及び装置	37	-	0	36	9	2	27
		車両運搬具	12	-	-	12	12	-	0
		工具、器具及び備品	2,543	157	55	2,644	1,838	272	805
		土地	7,360	-	-	7,360	-	-	7,360
		リース資産	901	379	33	1,246	571	200	674
		建設仮勘定	16	1,568	1,538	46	-	-	46
		計	24,838	2,183	2,218	24,803	8,008	(365) 967	(8,013) 16,795
	無形固定資産		16,088	1,528	6	(8,400) 17,611	13,232	1,590	4,378
	合計		40,926	3,712	2,224	42,414	21,241	2,558	21,173

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引当期末 簿価 (百万円)
その他の 固定 資産	建物	168	-	-	168	113	6	55
	構築物	0	-	-	0	0	0	0
	工具、器具及び備品	1	-	0	1	1	0	0
	土地	551	0	230	321	-	-	321
	計	722	0	230	492	115	(3) 7	(-) 377
投資その他の 資産	長期前払費用	5,602	342	185	5,759	3,619	488	2,139
繰延資産	道路建設関係 社債発行費	1,295	1,137	317	2,116	490	506	1,626
	計	1,295	1,137	317	2,116	490	506	1,626

(注) 1. ()内は、高速道路事業配賦分を表示しており、配賦基準は勤務時間比によっております。

2. 各事業共用固定資産の主なものは、工事事務所及び宿舍等であります。

3. 高速道路事業有形固定資産 建設仮勘定の当期増加額の主なものは、料金収受関係設備12,127百万円の取得によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	444	15	20	0 (注1)	438
賞与引当金	1,189	1,221	1,189	-	1,221
役員退職慰労引当金	80	22	18	-	84
ETCマイレージサービス引当金	8,569	8,377	8,569	-	8,377
ポイント引当金	18	-	13	5 (注2)	-

(注) 1. 洗い替えによる戻入額であります。

2. 平成29年2月末をもってポイント交換を終了したことに伴う未使用ポイントの戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	名古屋市中区錦二丁目18番19号 中日本高速道路株式会社 総務本部 総務部
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券に係る印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 当社は、株券発行会社であります。全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は上場会社ではありませんので、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第11期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
平成28年6月27日東海財務局長に提出。

(2) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

平成28年10月7日東海財務局長に提出。

(3) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類

平成28年11月22日東海財務局長に提出。

(4) 半期報告書

事業年度（第12期中）（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）
平成28年12月19日東海財務局長に提出。

(5) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類

平成29年2月27日東海財務局長に提出。

(6) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類

平成29年5月25日東海財務局長に提出。

(7) 臨時報告書

平成29年6月9日東海財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

(8) 訂正発行登録書（普通社債）

平成29年6月9日東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債（以下「各社債」といいます。）には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 機構による債務引受け等」を併せてご参照下さい。

- （注）1．高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
- 2．道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
- 3．当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

（上記対象となっている社債）

（平成29年6月26日現在）

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 （百万円）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第2回米ドル建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成26年8月5日	50,840 （5億米ドル）	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第3回米ドル建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成26年11月5日	53,825 （5億米ドル）	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第58回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成27年2月19日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第59回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成27年2月19日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第60回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成27年2月19日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第61回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成27年6月2日	60,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第4回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年9月17日	48,300 (4億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第62回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年11月13日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第63回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年11月13日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第5回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年2月16日	47,756 (4億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第6回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年4月25日	65,622 (6億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第1回豪ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年5月31日	7,872 (1億豪ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第7回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年5月31日	71,344 (6.5億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第64回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年5月31日	9,800	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第65回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年7月14日	60,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第8回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年9月14日	62,220 (6億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第66回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年9月28日	34,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第67回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年11月30日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第9回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年3月3日	62,238 (5.5億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第68回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年3月3日	18,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第69回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年5月31日	99,000	非上場・非登録

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成29年3月31日現在の機構の概要は次のとおりです。

名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
主たる事務所の所在地 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません。

役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成29年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、現任の理事長の任期は4年、理事の任期は2年、監事の任期は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下、「通則法」といいます。）第21条第2項の規定に基づく任期であります。

資本金及び資本構成

平成28年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

(単位：百万円)

資本金	5,571,386
政府出資金	4,067,791
地方公共団体出資金	1,503,595
資本剰余金	842,675
資本剰余金	89
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932
損益外除売却差額相当額	44
損益外減価償却累計額	6,240
損益外減損損失累計額	2,061
利益剰余金	4,491,659
純資産合計	10,905,720

機構の財務諸表は、通則法、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲 () 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
() 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
() 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
() 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け

- () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- () 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- () 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- () 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- () 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
- (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (x) 上記（xi）の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。

- () 機構法
- () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- () 通則法
- () 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- () 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び各高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

道路関係四公団の民営化の経緯については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月22日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月22日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。